

# 事務局説明資料

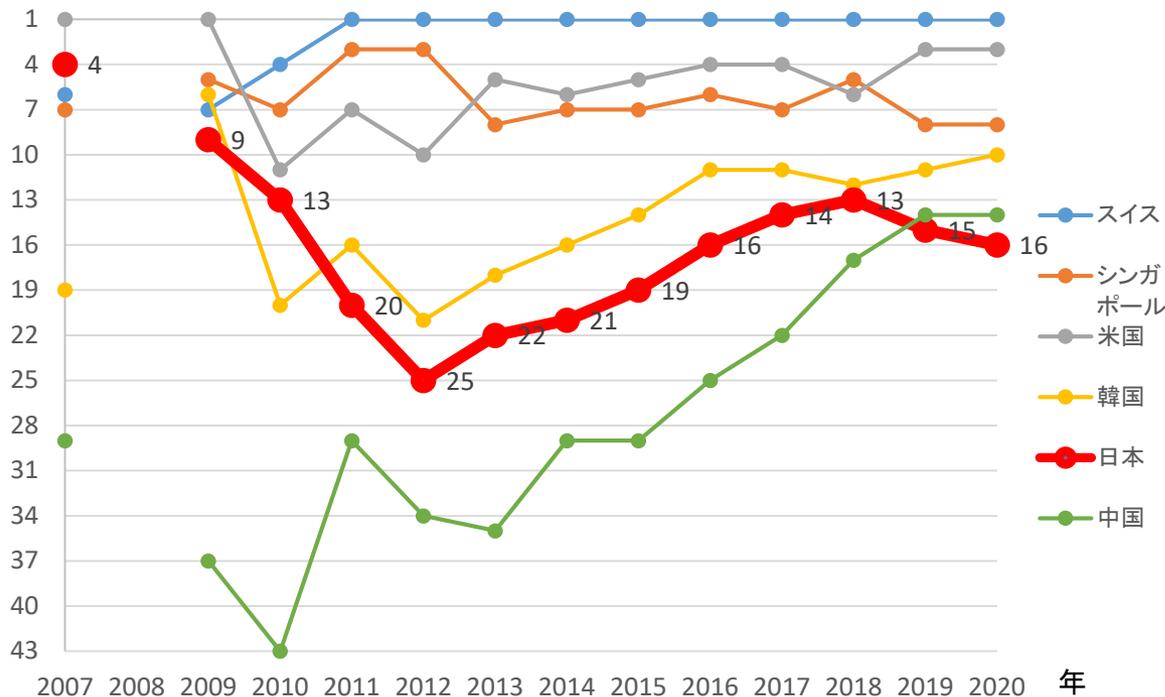
2021年8月6日

內閣府 知的財産戦略推進事務局

1. 知財（無形資産）の重要性の高まり
2. 知財投資・活用促進に向けた取組
3. 検討の視点

- 世界知的所有権機関（WIPO）のグローバルイノベーション指数（GII）によれば、日本は16位にとどまっている。
- 日本のイノベーション・エコシステムは十分に機能しているとは言えない。

グローバルイノベーション指数(GII)

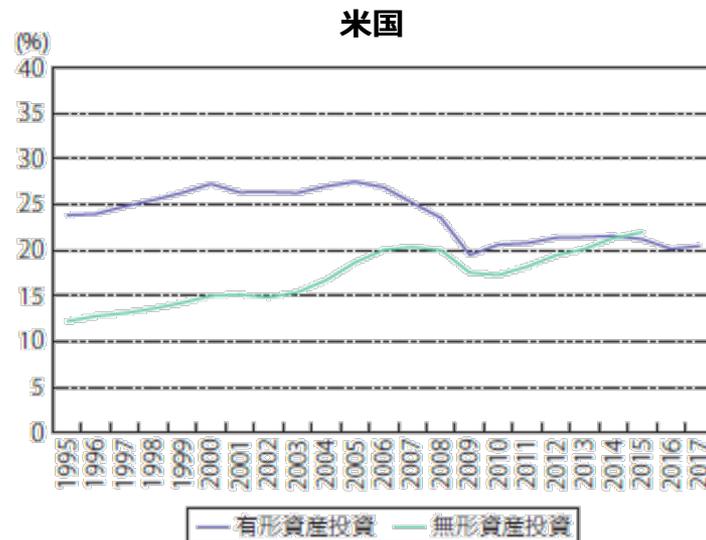
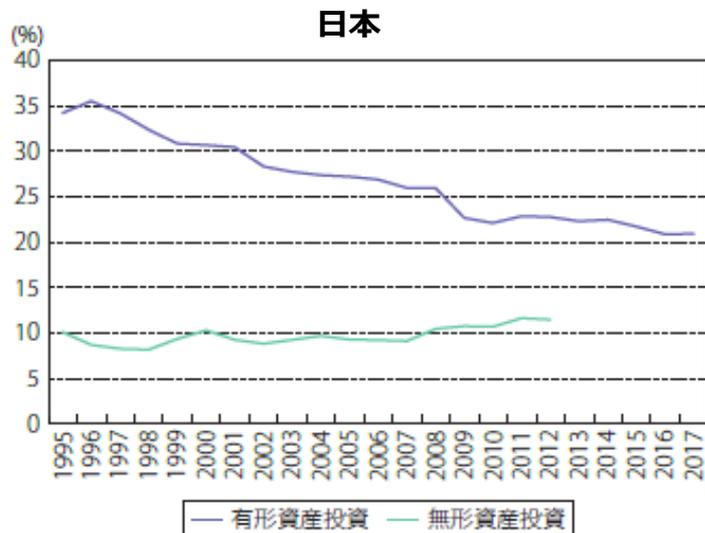


## 日本（2020年）

- Overall GII rank: **16位**
- Institutions: **8位**
- Human capital & research: **24位**
- Infrastructure: **8位**
- Market sophistication: **9位**
- Business sophistication: **10位**
- Knowledge & technology outputs: **13位**
- Creative outputs: **24位**

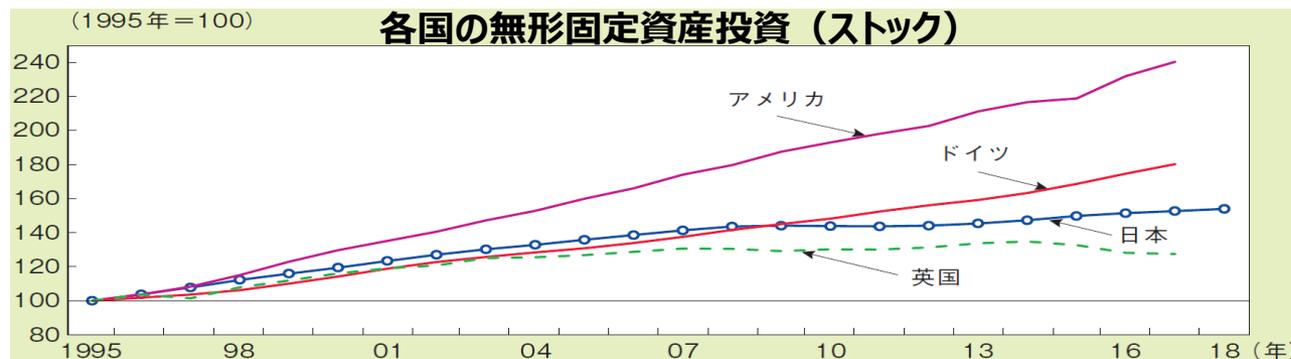
- 企業価値の源泉が有形資産から無形資産に変わってきている中、日本では依然として有形資産投資のウェイトが高い。

## 日米の有形資産投資・無形資産投資（対GDP比）



出典：2020年版通商白書

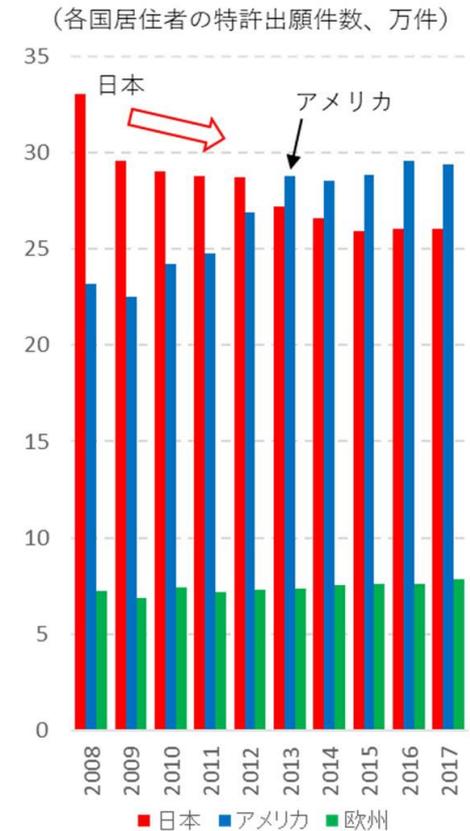
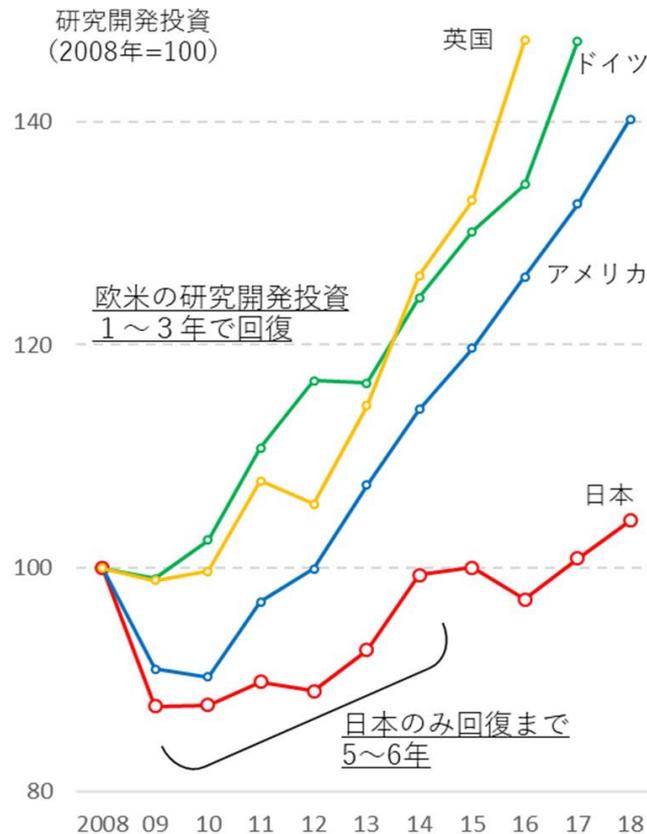
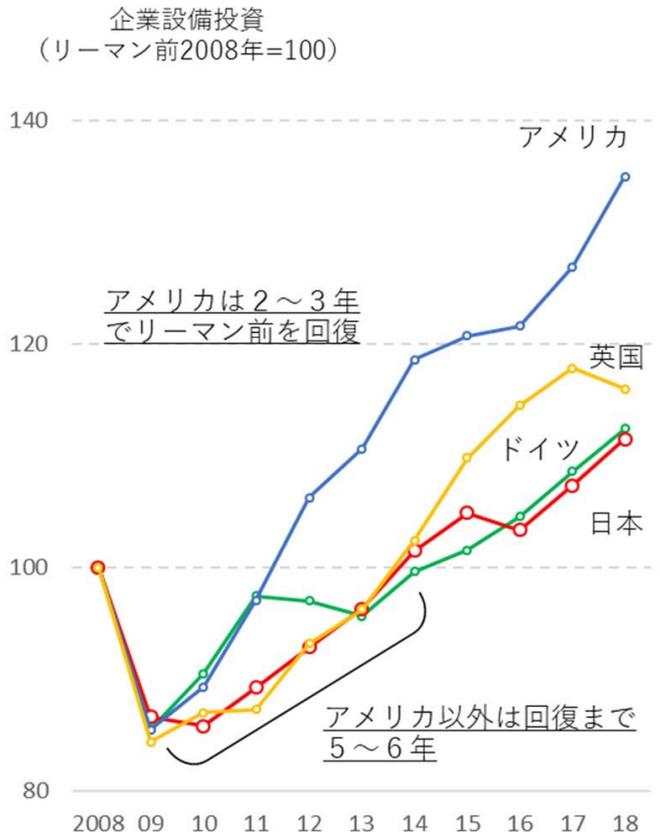
## 各国の無形固定資産投資（ストック）



※無形固定資産投資は、ソフトウェア投資に研究開発投資を加えたもの

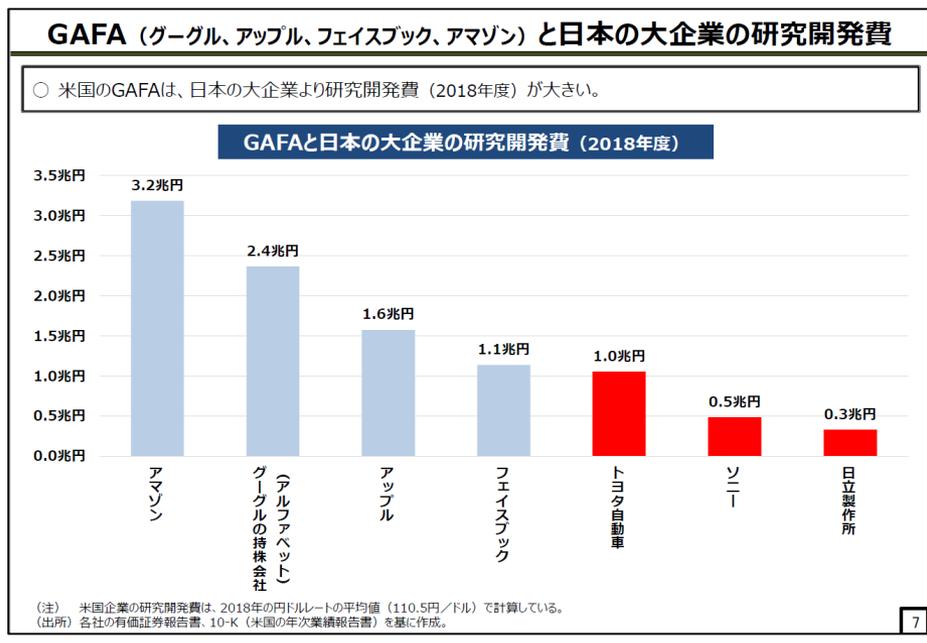
出典：令和2年度年次経済財政報告

➤ リーマンショック後の研究開発投資の落ち込みから、諸外国は比較的短期間で早期に回復しているのに対し、日本は回復まで時間を要しており、いまだ低迷。

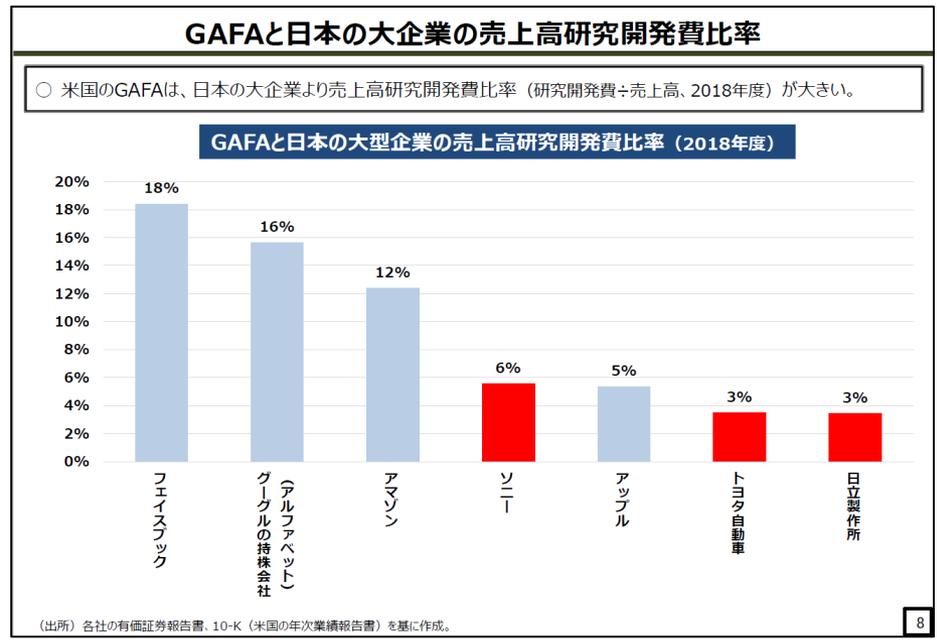


➤ 日本の大企業の研究開発費及び売上高研究開発費比率ともに、GAFAsのそれよりも小さい。

## GAFAsとの研究開発費の比較



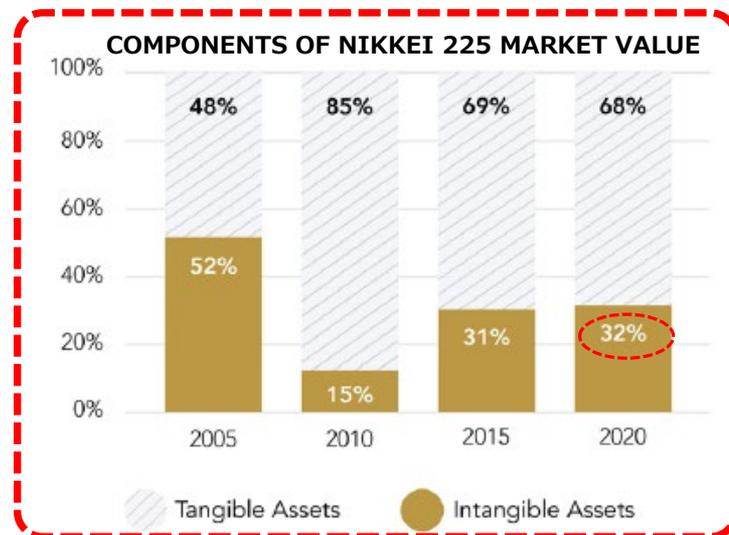
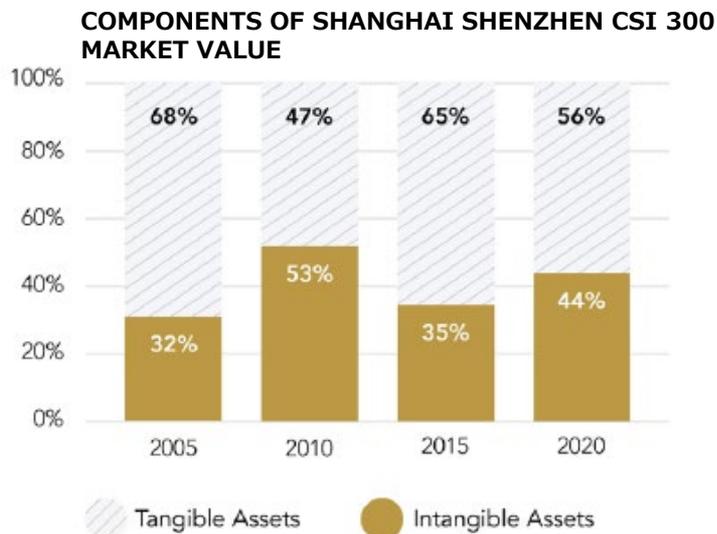
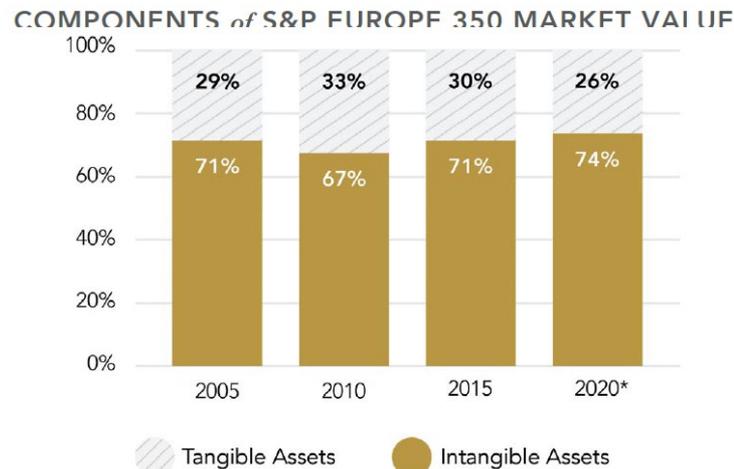
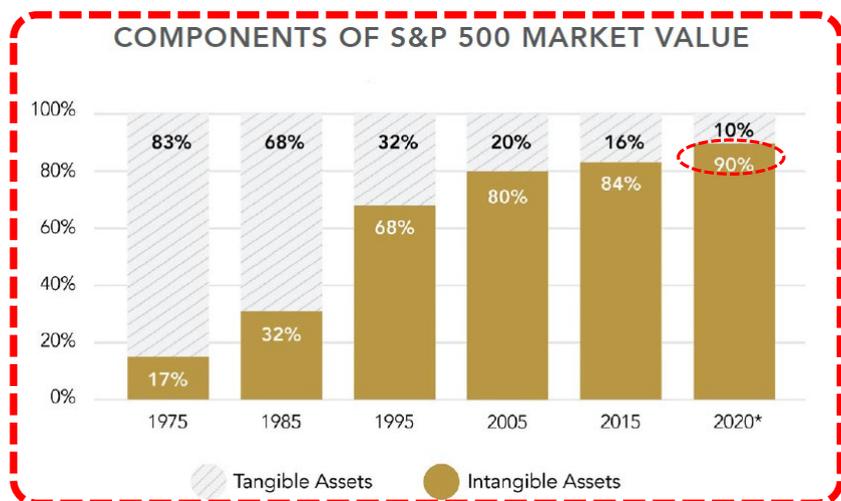
## GAFAsとの売上高研究開発費比率の比較



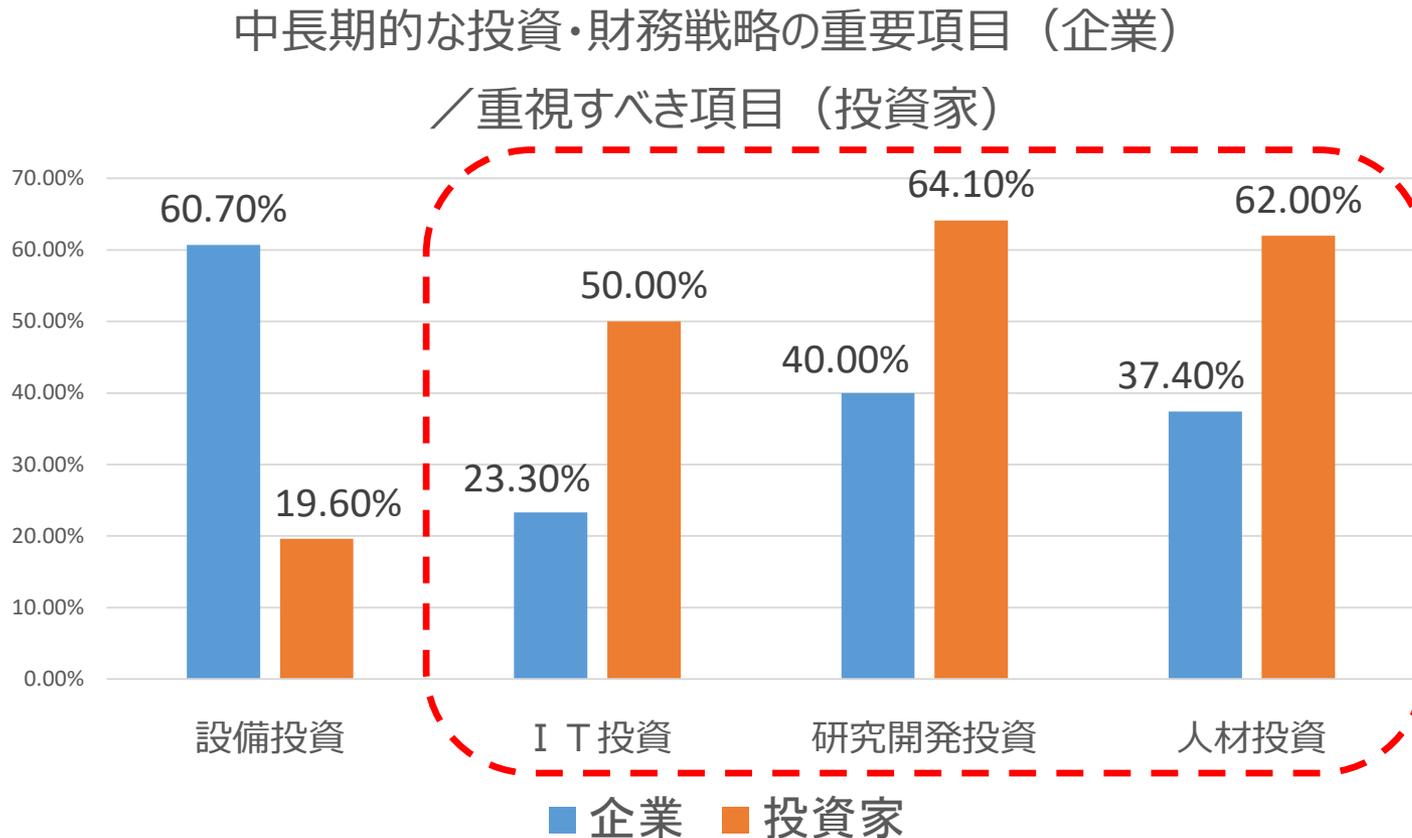
出典: 令和元年10月3日未来投資会議(第31回)資料2(基礎資料)

# 企業価値に占める無形資産の割合の比較

- 日本の企業価値に占める無形資産の割合は、欧米に比べて格段に低い。(S&P 500の90%に比べ、NIKKEI 225では32%)



➤ 投資家は無形資産投資を重視するのに対し、企業は有形資産投資を重視



## ➤ 機関投資家によるESG投資において知財情報を活用する動き

### ■ 国内の機関投資家の声

- **投資先企業の環境関連技術に関する特許データに基づき、気候変動によって生じるコスト・利益の現在価値を算出し、気候変動によって企業価値が将来的にどの程度変化するかを分析。**
- 各セクターにおける当該企業の特許の占有率にそのセクターにおけるグリーンレベニューの額及び利益率を掛けることで、当該企業が気候変動で得られるか可能性がある機会を将来にわたっての利益額として示した。
- 運用会社のアナリストが理解できるくらいの特許情報を企業が開示することが重要。投資家にとっては、**特許情報を使わなければならないという切実な状況**があり、ニーズはある。

### ■ 海外の機関投資家の声

- 英国拠点では、**投資運用額の半分程度をいわゆる「ESG投資」に振り向けている**のが特徴。その**ESG投資で重視しているのが知的財産の情報**だ。
- **知財情報は、企業（が出願し、獲得した知財）のありのままの姿を現している。**ESG投資に欠かせないデータとして数年前から利用を始めている。**企業が現在、そして将来、どんな方向に向かおうとしているのかを示し、どんな研究開発に力を入れようとしているのかを知ることができる。**ESG投資に欠かせないデータとして数年前から利用を始めている。
- **知財を分析すれば、その会社が各事業のどんな分野で強みをもつか、判断することができる。**

## GPIF宮園雅敬理事長インタビュー（抜粋）

実は先日、気候変動の企業に対する影響を調査したところ、日本株のアップサイドに関する面白い結果がわかった。アメリカのMSCI（モルガンスタンレー・キャピタル・インターナショナル）との共同研究で、決して日本びいきではない。われわれが世界中に持っているポートフォリオを万遍なく分析した結果だ。

今まではどちらかといえば気候変動の負の影響だけを分析していたが、克服するための企業活動もある。それも勘案して分析したら、外国企業よりも日本企業のほうが圧倒的に改善機会を活用できた際のプラスの影響が大きい可能性があることがわかった。

**いろいろな前提を置いて特許技術などを調べて、それが活用された場合の「企業価値の向上」と「温室効果ガス削減のコスト」を比べたら、機会を活用した場合の企業価値向上は日本企業のほうが大きかった。**

実際にそれをモノにしていくには、企業がガバナンスを効かせて、実施していくことが重要だ。だが、日本企業は十分に国際競争の中で勝負できる。かつては日本の中小企業が日本の産業・ものづくりを支えたが、今度は環境技術で世界をリードできるようになればいい。

### GPIF投資戦略部塩村次長インタビュー（抜粋）

－ 日本企業の気候変動対応をどうみていますか。

「環境に対する意識は高い。TCFDに賛同する企業も世界で圧倒的に多いし、自動車産業をはじめ**日本企業が持つ環境関連の特許技術の評価も高い**。日本は環境負荷が大きい製造業の比重が高いが、**しっかり評価されれば潜在力は大きい**。**逆に評価されないと沈んでしまうリスクもある**。」

－ 日本企業に対する要望は。

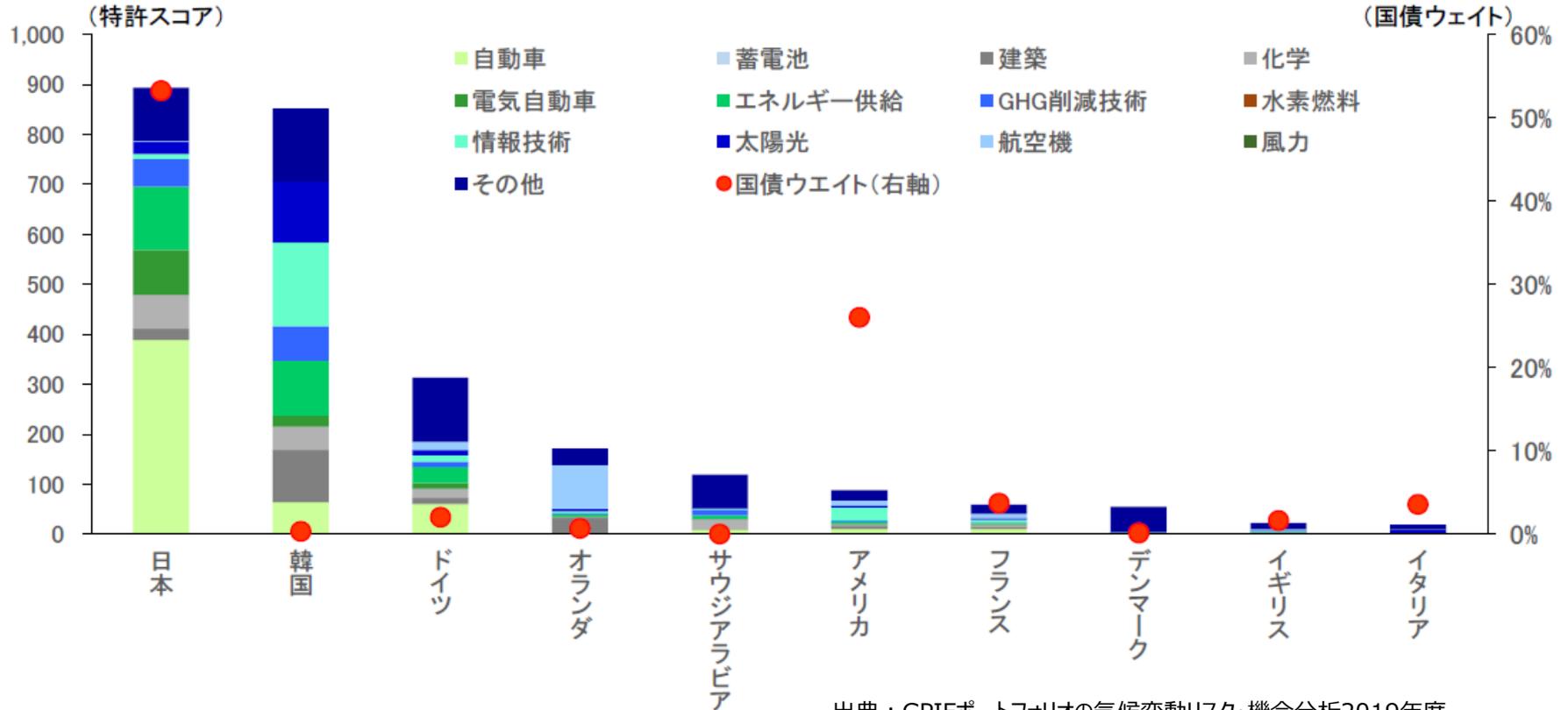
「**特許技術のような気候変動対応に伴う「機会」については、まだ十分に情報公開されていない部分が多い**。それが評価される社会になってきているので、リスクと同時に機会についても積極的に情報開示することが重要になろう。」

出典：2021.2.6週刊東洋経済

## ➤ MSCI 社が算出する企業の特許スコア (※) を国別に集計した分析。

(※) 気候変動への対応に伴いニーズが拡大すると考えられる技術に関する特許について、その特許を必要とする商品やサービス、他の特許への影響力の大きさを数値的に処理

図 2-55 国別特許スコアと保有ウエイト

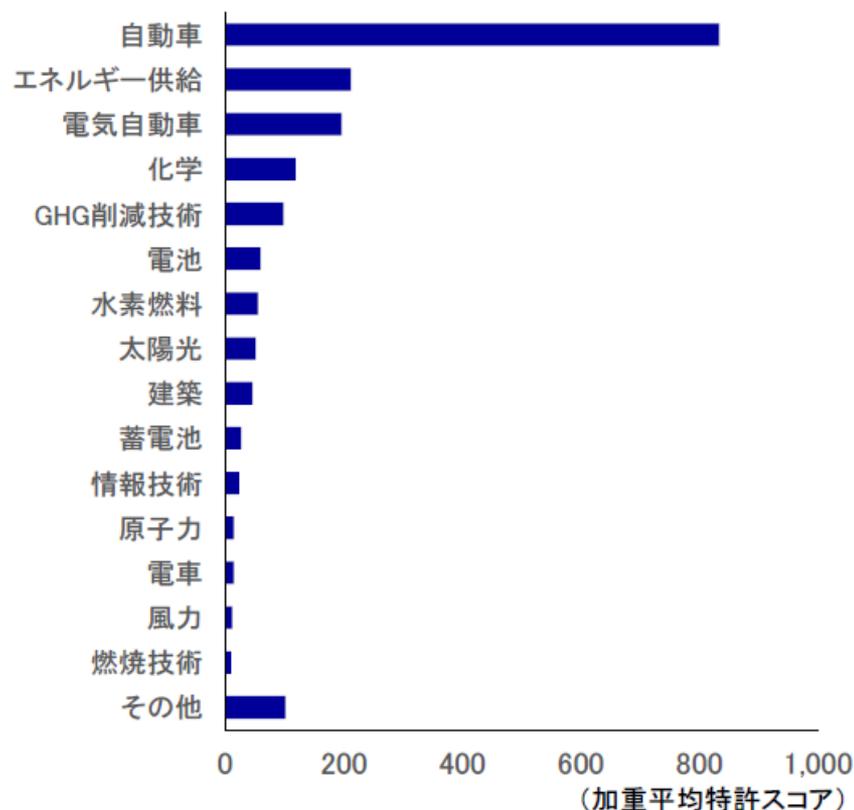


出典：GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析2019年度 ESG活動報告 別冊

(出所) Reproduced by permission of MSCI ESG Research LLC©2020

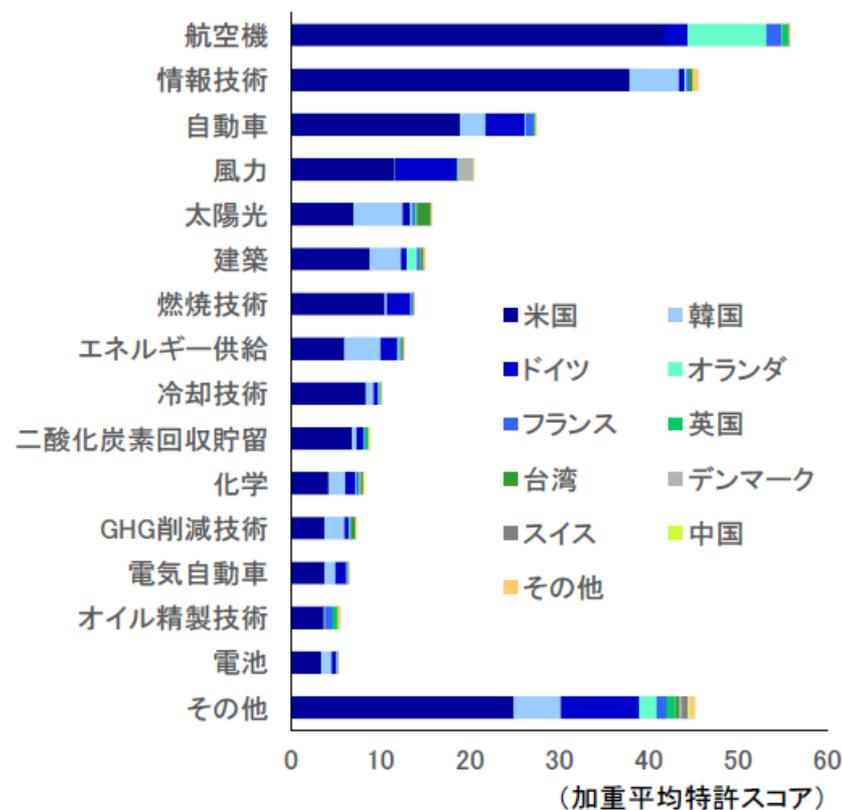
➤ 企業が保有する低炭素技術特許に着目し、技術的機会を分析。国内の自動車メーカーの環境関連の技術力の高さが評価されている

図 2-10 国内株式ポートフォリオの技術的機会



(出所) Reproduced by permission of MSCI ESG Research LLC©2020

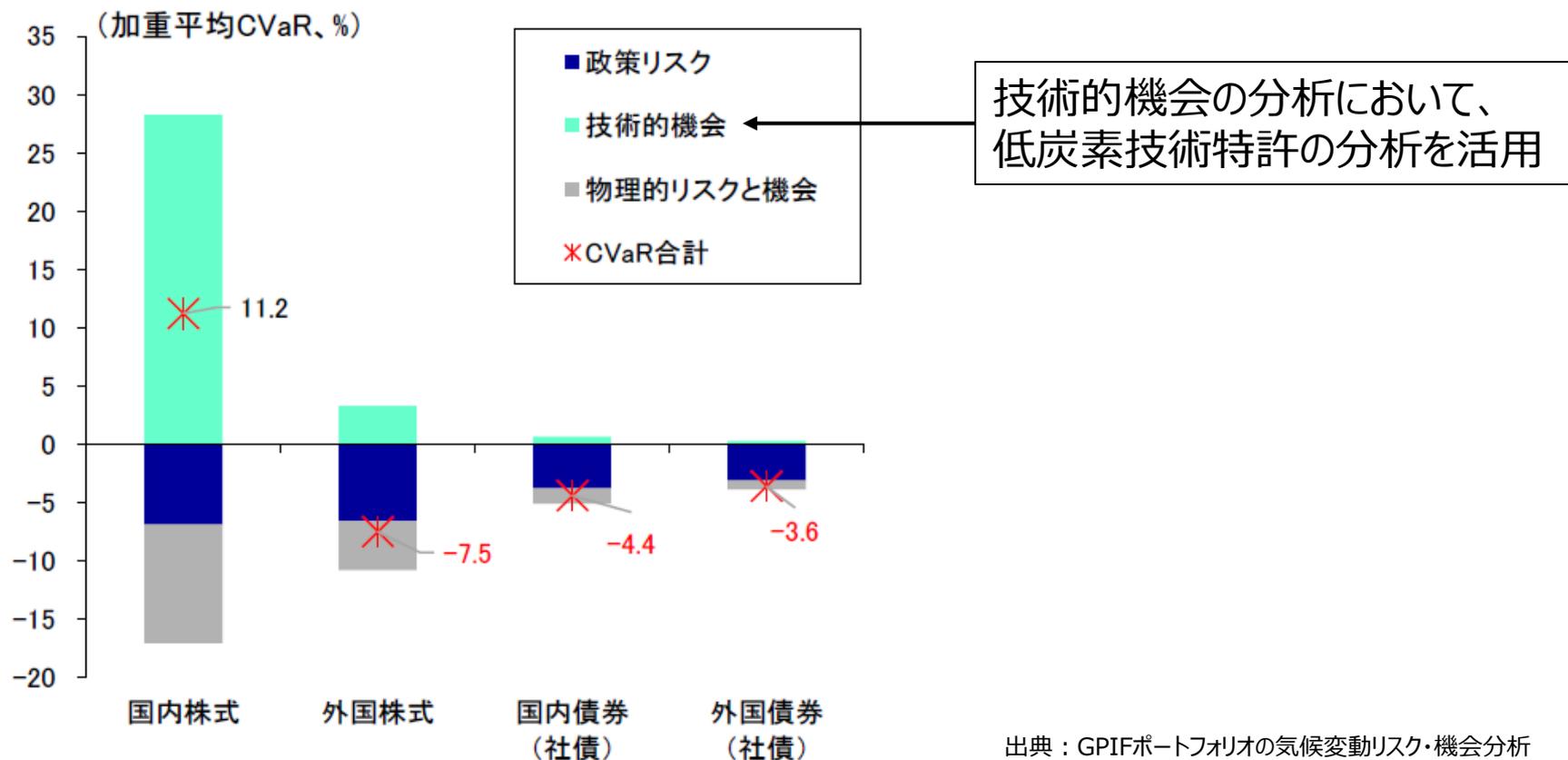
図 2-11 外国株式ポートフォリオの技術的機会



(出所) Reproduced by permission of MSCI ESG Research LLC©2020

- 気候変動によって生じるコスト・利益の現在価値を算出し、気候変動によって企業価値が将来的にどの程度変化するかを分析（CVaR: Climate Value-at-Risk）
- これまで政策リスク面に着目されてきた気候変動要素について、特許情報の分析により、ポジティブな技術的機会と捉えることが可能となる。

図 2-1 GPIF 保有ポートフォリオの CVaR



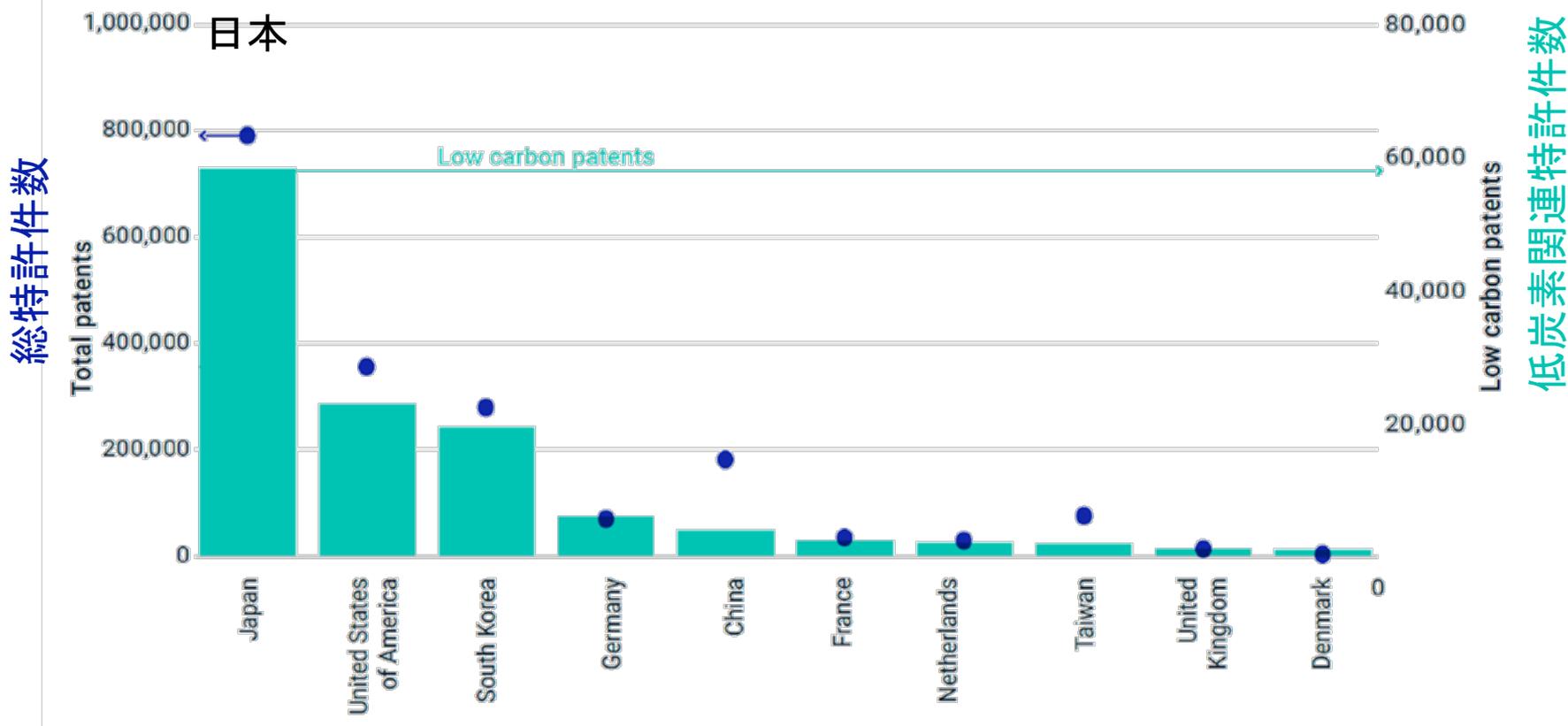
技術的機会の分析において、  
低炭素技術特許の分析を活用

出典：GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析  
2019年度 ESG活動報告 別冊を基に加工

- 特許データを分析することで、将来的なESG・SDGsへの取組のポテンシャルを把握することが可能（日本はポテンシャルは高い）

## MSCI社による分析

Exhibit 1: Cumulative number of low-carbon patents and total patents filed, by market



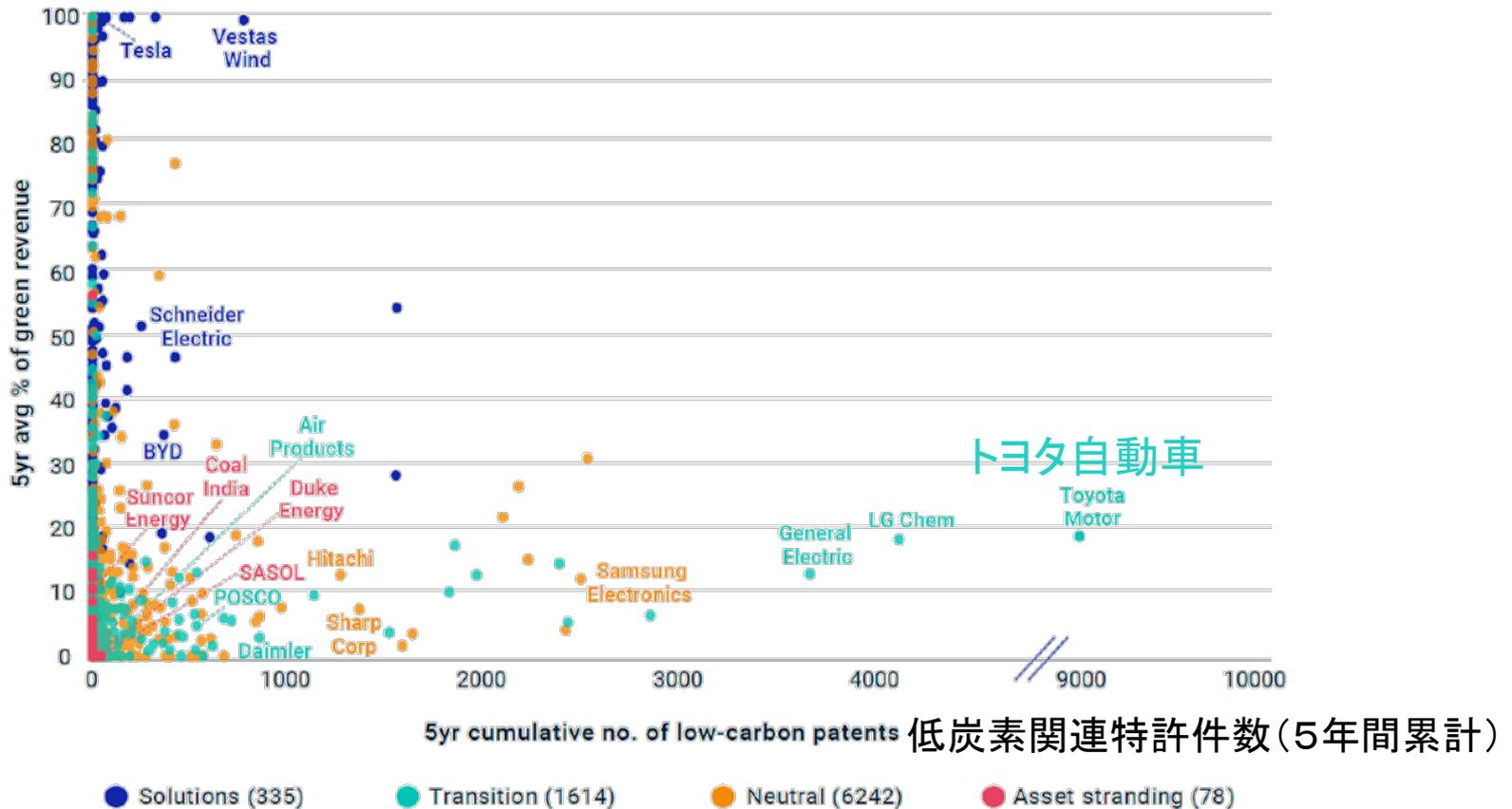
出典：MSCI“2020 ESG trends to watch”に基づき、事務局にて一部補足説明を追加

- 各社の特許データを分析することで、現在のESG・SDGsへの取組と将来的な取組のポテンシャルとを比較することが可能

## MSCI社による分析

Exhibit 3: Green revenue vs. low-carbon patents of companies, by their positioning for a low-carbon economy (solution provider, in transition, neutral, asset stranding)

低炭素社会に貢献する  
ビジネスからの収益の比率(5年間平均)



出典：MSCI“2020 ESG trends to watch”に基づき、事務局にて一部補足説明を追加

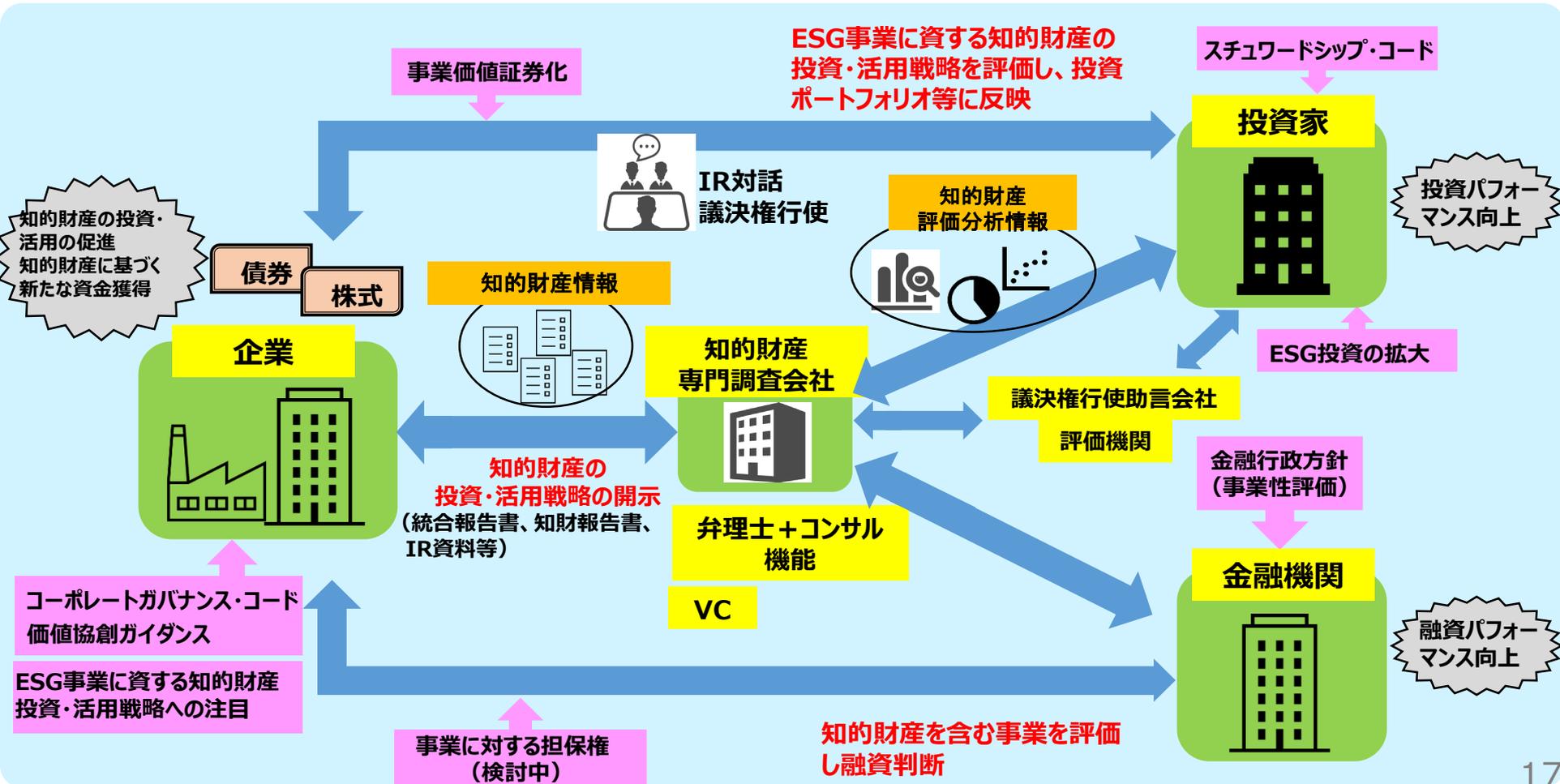
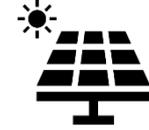
1. 知財（無形資産）の重要性の高まり
2. 知財投資・活用促進に向けた取組
3. 検討の視点

# 知的財産の投資・活用促進メカニズムのイメージ

企業による知的財産の投資・活用戦略の開示を促し、投資家に代わって専門的な知見に基づき評価・分析する調査会社の機能の活用により、企業の知的財産の投資・活用が進む可能性



## ESG（環境・社会・ガバナンス）要請の高まり



## 1. 企業の知的財産の投資・活用戦略の開示

- 「コーポレートガバナンス・コード」改訂により「知的財産」を明記
- 「経営デザインシート」の活用促進
- 「知的財産投資・活用戦略に関する開示ガイドライン(仮称)」の策定（2021年内を目途）

## 2. 知的財産を含む事業の価値評価に基づく投融資促進

- 「事業成長担保権（仮称）」の創設
  - ベンチャー等による事業価値証券化の活用促進
- ※ 1. の開示が進むことでこれらの投融資促進スキームの利活用が進むことを期待

## 3. 知的財産の評価・分析を担う専門クラスターの育成



知的財産の投資・活用促進メカニズムを強化

- コーポレートガバナンス・コードは、**中長期的な企業価値増大に向けた経営者による的確な意思決定を支える実務的な枠組み**を示したものであり、**投資家との建設的な対話における共通基盤**。機関投資家向けのスチュワードシップ・コードと両輪で、実効的なコーポレート・ガバナンスが実現されることが期待される。
- 上場会社は、**各原則を実施するか、実施しない（実施していない）理由を説明するかを選択（「コンプライ・オア・エクスプレイン」）**。



## コンプライ・オア・エクスプレイン

- C Gコードの各原則を「実施するか」、それとも「実施しない（実施していない）理由を説明するか」を各上場会社が選択します。
- C Gコードの原則に掲げられた具体的な施策は、原則の趣旨・精神を実現するための一般的な手法であり、個別具体的な事情により、より優れた代替的な取組が存在しえます（その場合には、実施しない理由として、原則の趣旨・精神を実現するために実施している代替的な取組について説明してください。）
- 必ずしも全ての原則を一律に実施する必要はなく、その一部を実施していないことのみをもって、実効的なコーポレート・ガバナンスが実現されていないと機械的に評価することは適切であると考えられます。

## 第3章 適切な情報開示と透明性の確保

### 【原則 3 – 1. 情報開示の充実】

令和3年6月11日に東京証券取引所が  
公表した改訂コーポレートガバナンス・コード

#### 補充原則

**3 – 1 ③ 上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。**

### 【原則 4 – 2. 取締役会の役割・責務（2）】

#### 補充原則

**4 – 2 ① 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。**

**また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。**

## 「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」 (スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議 (2021年4月6日))【抜粋】

### Ⅱ. 本コードと対話ガイドラインの改訂に当たっての考え方

#### 3. サステナビリティ (ESG要素を含む中長期的な持続可能性) を巡る課題への取組み

中長期的な企業価値の向上に向けては、リスクとしてのみならず収益機会としてもサステナビリティを巡る課題へ積極的・能動的に対応することの重要性は高まっている。また、サステナビリティに関しては、従来よりE(環境)の要素への注目が高まっているところであるが、それに加え、近年、人的資本への投資等のS(社会)の要素の重要性も指摘されている。人的資本への投資に加え、**知的財産に関して、国際競争力の強化という観点からは、より効果的な取組みが進むことが望ましいとの指摘もされている。**

また、企業の持続的な成長に向けた経営資源の配分に当たっては、人的資本への投資や**知的財産の創出が企業価値に与える影響が大きい**との指摘も鑑みれば、人的資本や**知的財産への投資等をはじめとする経営資源の配分等が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うことが必要となる。**

さらに、**中長期的な企業価値向上に向けた人的資本や知的財産への投資等に係る具体的な情報開示も重要となる。**

○イノベーションを語る上で、知的財産というものがすごく重要です。株主価値、従業員価値、顧客価値、取引先価値、社会コミュニティ価値の源泉である非財務資本、無形資産の中でかなり重要な部分というのは、知財投資及び知財活用戦略である。ここに関する充実した開示がなされないと、マネジメント・オブ・テクノロジーとマネジメント・オブ・サステナビリティに係る重要な情報が欠けてしまうのではないかなという気がします。カーボンニュートラルや循環経済をリアルに生み出すのが知財であり、何らかの形で記述すべきではないかなというのが1つの論点です。

○企業価値の向上においては、どのような無形資産が企業にあり、それを活用していこうとするのかが見えていくということが極めて重要です。特に今回、日本ではカーボンニュートラルが打ち出されましたけれども、技術革新が、イノベーションがどういうふうの実現していくのか、知的財産や人的資本、こういった無形資産の評価がしっかり行われて開示され、それらの資源配分をどう行って企業価値に結びつけるのかが語られていくことが必要になってくると思います。そのため、開示やエンゲージメントについても、今後一層、無形資産が大事になると思います。

○無形資産である人的資本や知的財産について競争優位性の観点からとても重要性を増しております。それらの投資戦略や活用戦略について、統合報告というソフトな形できちんと外に説明をしていくということが大切なのだと思います。統合報告ということですので、ガバナンスコードにおいても言及することが大事であると思います

○サステナビリティの取組みの推進する際にはキャピタルアロケーションがあります。キャピタルアロケーションがあるということは、アロケートしたキャピタルに対するリターンを測定が開示されなければなりません。しかし、キャピタルというのは財務的なものだけではなく、例えば人的資本等があります。これらは測定が難しいという問題はあります。しかし、例えば知財や人的資本を含む無形資産への投資成果の場合に、数値で示せればベターですが、それができなくても財務的パフォーマンスとの因果関係でも示せれば、投資家の理解や支持を得られる可能性が高まります。

○今後は、人材等も含めた価値の総体としてブックバリューをはるかに上回る企業価値というものを目指していかざるを得ないという時代に入っておりますので、そういった中では知財を含む無形資産について、開示フレームワーク・対話の中で企業にとって期待されているものは何か、あるいは企業が発信したいという無形資産に対する取組、これの戦略化を含めて、対話の中で解決していただきたいと思います。

○知財と人材というのが非常に測りにくいですが、対話する観点からは、企業理念、経営戦略、サクセッションプラン、人材育成プラン、が一連の関係のある話で、どのように具合に有機的に連なっていて、何が投資家と企業サイドの対話の課題になるかということが非常に分かりやすくなる必要があるのではないかと考えています。そういう意味で言いますと、統合報告書の中にナラティブの説明というのがしっかりと出されて、それを基に対話が進んでいくということが必要なのではないかと考えております。

○開示フレームワークとしては、例えばTCFD等、既に広く受け入れられているルールを活用も考えていけばいいと思いますし、重要だと思えますが、ESGの「S」の要素の重要性や知財等無形資産の重要性、こういったことを考え併せると、気候変動に関する情報は大変重要なテーマですが、財務情報と重要性の高い非財務情報を統合的に報告する、統合レポートのフレームワークが有益であると思っています。この点、コード原則の3-1に情報開示の充実というのがありますので、そこで具体的に言及すべきではないかと考えています。

# 改訂コーポレートガバナンス・コード案に対する パブリック・コメントの結果(抜粋)

フォローアップ会議の提言を踏まえたコーポレートガバナンス・コードの一部改訂に係る上場制度の整備について(市場区分の再編に係る第三次制度改革事項)に寄せられたパブリック・コメントの結果について(東京証券取引所2021年6月11日公表)【抜粋】

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
371	<ul style="list-style-type: none"> <li>補充原則3-1③の前段で、「人的資本や知的財産への投資等について...分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべき」とあるが、「人的資本や知的財産への投資等」として、具体的にどのような内容をどの程度開示することを想定しているのか例示されたい。なお、「知的財産への投資」に関しては、具体的・詳細な知的財産戦略を開示することによって、例えば、特許・特許権の対象になりやすくなるなど、経営戦略上の阻害要因となる懸念もあることから、あくまで(各社の競争関係や敵対的な知的財産権の獲得者の存在等を含めた)各社の状況に応じて、合理的な範囲で開示をすれば、コンプライとなるとの理解でよいか。</li> </ul>	<p>※「人的資本や知的財産への投資等」についての情報開示の具体的な内容ですが、フォローアップ会議においては、持続的な成長や企業価値の向上の観点からの人的資本への投資の重要性や、国際競争力の強化という観点から知的財産の重要性について多くの指摘が寄せられたところですが、こうしたご指摘も踏まえ、人的資本・知的財産への投資については適切に情報開示いただく事が求められます。</p> <p>※ コンプライとなるか否かにつきましては、個別判断となりますところ、当取引所において一概に判断はできませんが、上記の趣旨を踏まえご対応いただく事になります。</p>
372	<ul style="list-style-type: none"> <li>補充原則3-1③に関して、「サステナビリティ」の意義について、基本原則2の考え方において、「ESG要素を含む中長期的な持続可能性」という説明があり、また補充原則2-3①に例示もあるが、「サステナビリティについての取組み」の開示を求める以上、具体的なガイダンスの提供があると上場企業にとって有益ではないか。人的資本や知財への投資については、人的資本や知財投資一般についての開示や情報提供を求めているのか、それともサステナビリティについての取組みとの関連する文脈での、自社のサステナビリティについての取組みの開示・情報提供を求める趣旨であるのか、明確にされたい。</li> </ul>	
373	<ul style="list-style-type: none"> <li>(原則4-2及び補充原則4-2②)「取締役会は、...基本的な方針を策定すべきである」とあるが、必ずしも取締役会決議の形で(取締役会が自ら直接的に)「基本的な方針」を策定(決議)する必要があるわけではなく、たとえば、取締役会が取締役に権限を委任して「基本的な方針」を策定する場合であっても、コンプライとなるとの理解でよいか(なお、監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社においては、会社法上、重要な業務執行の決定を取締役に委任することが可能である)。</li> <li>また、会社の事業内容等によっては、知的財産への投資等を行わないこともありうるが、知的財産への投資等を行わない場合であっても、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行について実効的な監督を行えば、コンプライとなるとの理解でよいか。</li> </ul>	<p>※ 具体的な策定のプロセス等については、各社の置かれた状況に応じて様々な方法があり得るところですが、補充原則4-2②を「コンプライ」する上では、「取締役会」において、「自社のサステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針」を「策定」することが求められます。</p> <p>※ 補充原則4-2②後段については、フォローアップ会議においては、持続的な成長や企業価値の向上の観点からの人的資本への投資の重要性や、国際競争力の強化という観点から知的財産の重要性について多くの指摘が寄せられたところですが、人的資本・知的財産への投資についても、経営資源の配分につき実効的に監督いただく事が求められます。</p> <p>※ なお、例えば知的財産への投資等をご検討いただく際に、「経営デザインシート」(知的財産戦略本部、2018年5月公表)等をご活用いただくことも考えられます。</p>

## 質問

コーポレートガバナンス・コードの補充原則3-1③の「人的資本や知的財産への投資等」について、どのような観点から開示する必要がありますか。また、開示にあたって参考となる情報はありますか。

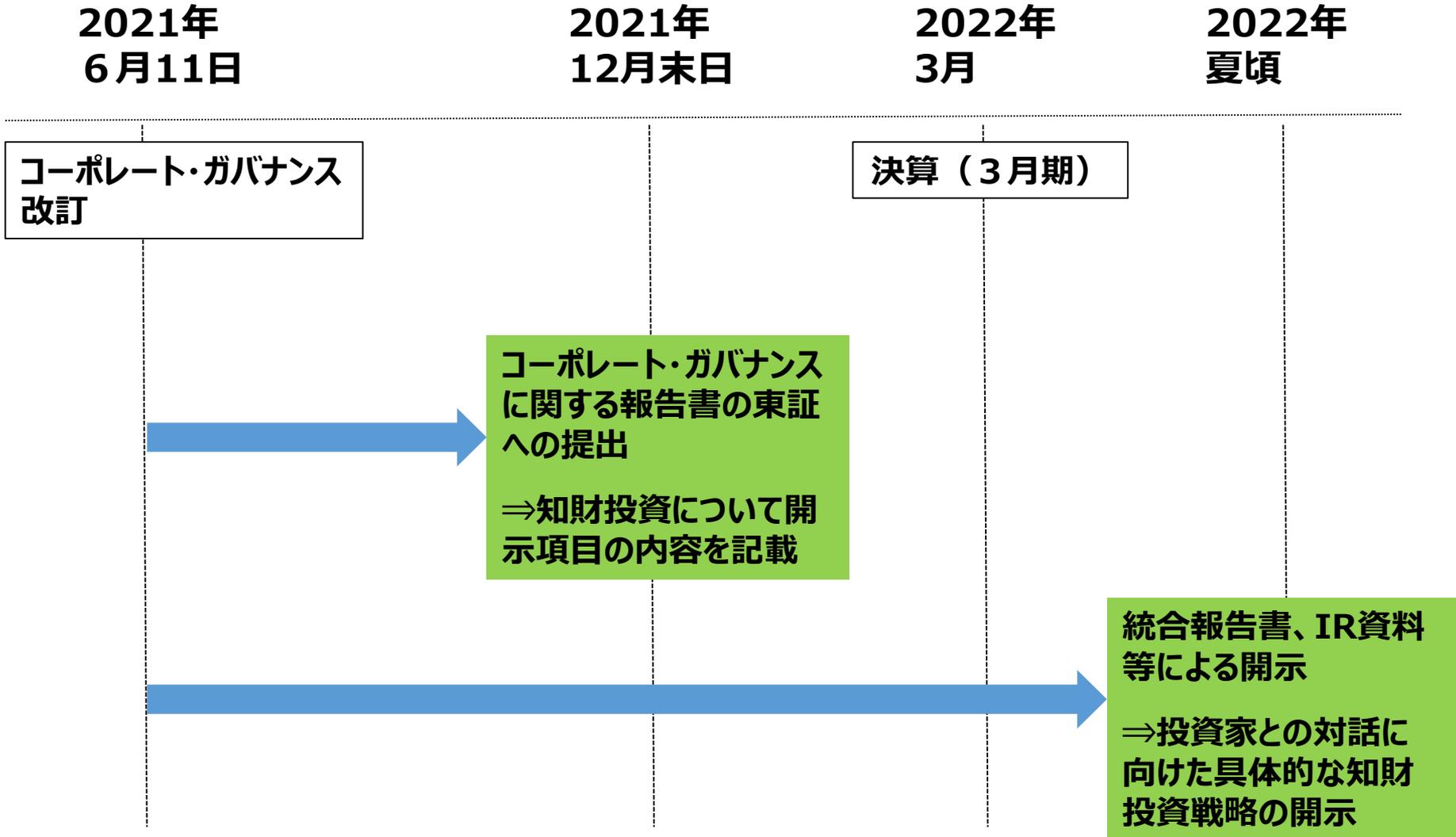
## 回答

コード改訂に係るフォローアップ会議において、企業価値の向上の観点から人的資本への投資の重要性や国際競争力の観点から知的財産への投資の重要性が多く指摘されたため、本補充原則においてこれらが特筆されています。人的資本・知的財産への投資についても、各社の業種や事業特性等を踏まえ、経営資源の配分について適切に情報開示されることが期待されます。

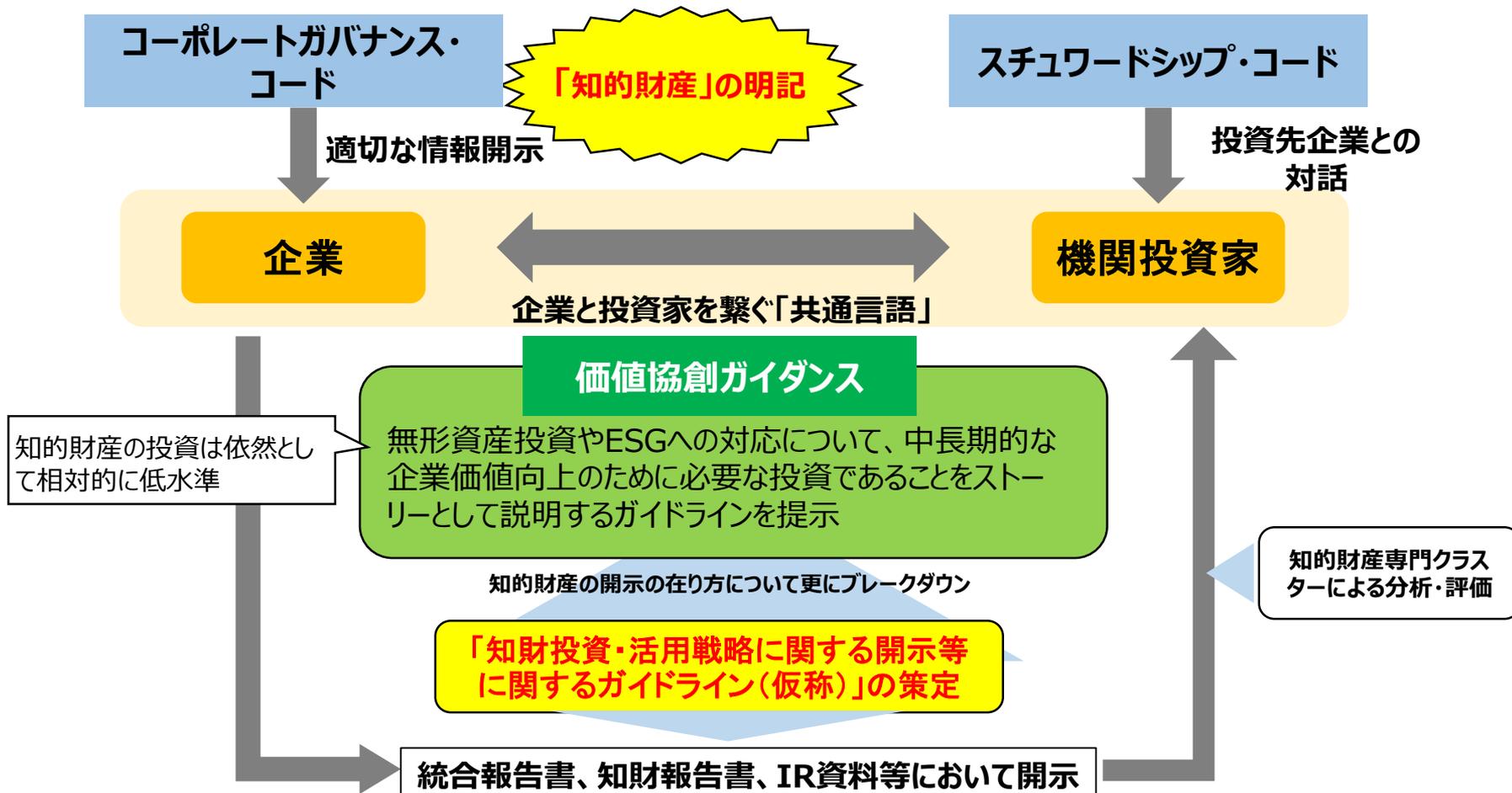
具体的な開示にあたっては、例えば、知的財産への投資等をご検討いただく際に、「経営デザインシート」（知的財産戦略本部、2018年5月公表）等をご活用いただくことも考えられます。人的資本の開示にあたっては、国際標準である「ISO30414」をご活用いただきながら開示をいただくことも考えられます。

(2021年7月15日掲載)

# 改訂コーポレートガバナンス・コードを踏まえた日程



- 企業における知的財産の投資・活用戦略を開示するにあたり、**知的財産投資・活用戦略に関する開示の在り方を示すガイドラインの作成**が必要。
- 知財等無形資産の開示の在り方について、価値協創ガイダンスの中で明確化。



## ■ 成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）

### 第11章 イノベーションへの投資の強化

#### 5. 知的財産戦略の推進

（略）

**知的財産など無形資産投資を促進する。企業の知的財産への投資やその活用戦略を投資家や金融機関が適切に評価できるよう、本年中にその開示に関するガイドラインを策定し、開示を促す。**

（略）

## ■ 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

### 10. イノベーションへの投資の強化

#### （5）知的財産戦略の推進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

**企業の競争力や収益力を決定付ける要素である人的資本、技術・ノウハウといった知的財産等無形資産の投資・活用の拡大に向けて、2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂や価値協創ガイドランスの改訂を踏まえ、2021年中に策定予定の無形資産の開示に関するガイドラインにより、企業による無形資産の投資・活用戦略の開示を促すとともに投資家や金融機関等との対話を通じて、企業の無形資産の投資・活用パフォーマンスを見える化し、投融資の判断に反映されるようなメカニズムを構築する。あわせて、専門的な評価・分析を行う専門人材の育成を図る。**

## 「知的財産戦略本部」（令和3年7月13日開催）における菅総理発言

「本日、知的財産推進計画2021を決定いたしました。企業の知財戦略を強化することは、日本の未来への投資であり、企業の経済活動を活発にするだけでなく、文化的に豊かな社会を作るための重要な課題であります。

第1に、デジタル時代に対応した著作権制度の改革に取り組みます。コンテンツのデジタル配信に関する著作権処理を円滑にする仕組みを新たに作り、様々なコンテンツを迅速に国民に届けられるようにします。このための著作権の制度改革について、2021年中に結論を得て、必要な作業を進めます。

第2に、企業の知財投資や活用を促進する仕組みを準備します。知財投資に努力している企業が、投資家から多くの資金を集められるよう、企業の知財戦略の開示を促すガイドラインを作成します。

第3に、戦略的に重要な分野における標準化活動を促進します。スマートシティ、ビヨンド5G、グリーンなどの戦略的な成長市場を大きくするため、官民による標準化活動に対する支援を強化します。

デジタル時代の熾烈(しれつ)な競争の中で、日本が知財戦略の国際的主導権を確保することは、国の経済安全保障上の観点からも重要です。また、知的財産は、地方にも新しいビジネスチャンスをもたらします。関係閣僚は、本日決定された推進計画を速やかに実行に移していただくようお願いいたします。」

## 3. 知的財産（無形資産）の投資・活用の促進について

### （1）現状・問題意識

近年、企業価値の源泉は、有形資産から無形資産に大きくシフトしており、知的財産への投資戦略が企業の競争力に決定的な影響を及ぼしている。こうした中、欧米企業は、研究開発投資などの知的財産投資を増やし、企業価値の向上につなげているのに対し、日本企業の投資は、欧米企業に比べ、依然として有形資産を重視しており、企業価値に占める無形資産の割合は、欧米に比べて低い状況にある。

**今後、日本企業がイノベティブな企業活動を行い、激しい国際競争を勝ち抜いていくためには、日本企業による積極的な知的財産への投資やその活用を促していくようなメカニズム、すなわち、知的財産の投資・活用に積極的に取り組む企業が市場において適切に評価され、必要な資金が供給されるようなメカニズムを構築することが喫緊の課題である。**

**折しも、知的財産の投資戦略の重要性に鑑み、その適切な開示や取締役会による監視を求めるコーポレートガバナンス・コードの改訂が行われる運びとなっており、企業の知的財産投資・活用戦略をより一層見える化し、株式市場を通じて投資家から適切に評価され、企業価値が向上し、更なるイノベーションをもたらす知的財産への投資に向けた資金の獲得につながるような仕組みを構築することが急務である。**

とりわけ、近年、ESG 要請がグローバルに高まる中、投資家はESG の観点から企業の知的財産投資・活用戦略を評価し、投資判断につなげることが求められており、上記のようなメカニズムの構築は、グリーン社会の実現の観点からも重要である。

我が国のイノベーションの活性化に向けては、破壊的イノベーションの担い手としての中小企業・スタートアップに対して必要な資金が供給されることも重要である。保有する不動産等の有形資産に乏しい中小企業・スタートアップにとっては、知的財産を含む事業全体の価値が適切に評価され、金融機関からの円滑な資金供給が受けられやすい環境を整備することが急務である。

### （2）提言

**① 知的財産の投資・活用に積極的に取り組む企業に対し、イノベーションに必要な資金が供給されるためには、企業がどのような形で知的財産投資・活用戦略を開示すれば、投資家や金融機関から適切に評価されるかについて分かりやすく示すことが有用である。政府は、こうした観点から、企業の知的財産投資・活用戦略の開示の在り方を示したガイドラインを作成し、公表すべきである。**

その際、知的財産投資・活用戦略を競争力強化につなげるビジネスモデルの構築に成功している事例を紹介することも、検討すべきである。

② 企業のみならず、投資家等の意識が高まることで、企業の更なる知財投資・活用が促進され、好循環が生まれることになる。政府は、企業の知的財産の投資・活用に関する視点をステュワードシップコードに盛り込むべきである。

**③ ②に加え、投融資側の判断に資する材料を充実させていくことが必要である。企業が開示した知的財産投資・活用戦略を投資家が適切に評価し、投資ポートフォリオの判断に反映させていくようにする観点から、政府は、投資家が企業による取組度合いを比較して投資判断に活かすことができるような指標の作成を検討すべきである。また、企業の知的財産投資・活用に係る情報を専門的な知見で評価・分析し、投資家や議決権行使助言機関等に分かりやすく伝える専門調査会社等の機能の活用が有効である。現に、日本でも、AI 等を活用しながら企業の膨大な知的財産に関するビッグデータを評価・分析し、投資家等に提供するサービスを行う専門調査会社も出てきている。専門調査会社等のクラスターを育成させるためには、①、②の取組に加え、こうした評価・分析サービスの需要の喚起につながる環境整備が必要である。**

④ 中小企業・スタートアップが、保有する知的財産を含む事業全体の価値が適切に評価され、経営者保証に依存せず、必要な資金の供給を受けられるようにするためには、知的財産などの無形資産を含む事業全体を対象とする担保制度の創設が有効である。特に、DX が加速し、諸外国においてもスタートアップがイノベーションを牽引する主体となる中、政府は、法制審におけるプロセスを含め、その実現に向けた検討を加速し、早急に結論を得るべきである。

1. 知財（無形資産）の重要性の高まり
2. 知財投資・活用促進に向けた取組
- 3. 検討の視点**

- 企業の知財投資・活用戦略を開示・発信することで、株式市場を通じて投資家から適切に評価され、企業価値向上や資金の獲得につながる仕組みを構築

## 「知的財産推進計画2021」【抜粋】

このように、日本企業の知財を始めとする無形資産投資・活用は十分なものとは言えず、今後、日本企業が激しい国際競争を勝ち抜いていくためには、日本企業による知財投資・活用を促していくことが不可欠である。このため、**日本企業が知財投資・活用の重要性を認識し、知財を始めとする無形資産に対して積極的に投資し、その活用を促す力学設計を構築するとともに、知財の投資・活用に積極的に取り組む企業に対しては、必要な資金が供給されるようなメカニズムを構築することが必要である。**

このため、**企業がどのような知財投資・活用戦略を構築しているかをより一層見える化し、こうした企業の戦略が株式市場を通じて投資家から適切に評価され、より優れた知財投資・活用戦略を構築している企業の価値が向上し、更なる知財への投資に向けた資金の獲得につながるような仕組みを構築することが重要である。**

このためには、**まず企業が知財の投資・活用戦略を積極的に開示・発信し、投資家や金融機関が評価・分析できる環境を整備することが必要である。**



## ■ 財務（会計）情報の有用性の低下

「・・・会計システムが無形資産価値を財務報告書に反映できず、無形資産が企業の営業活動に与える影響を適切に説明できず、無形資産が侵害ないし破壊にさらされる脅威に関する情報を投資家に提供できなかったことが、会計の有用性が失われた主な原因である・・・」

「企業成長や競争優位にほとんど関係がない資産—棚卸資産、売上債権、あるいは工場・機械設備—がいまだに企業の貸借対照表の目立つところに表示される一方で、特許、ブランド、IT、あるいはユニークな事業プロセスが会計上、行方不明者（MIAs）になっていることはとても皮肉（あるいは残念）なことである。」

## ■ 無形資産の不可解な会計処理

「それ自身では実質的な価値を創り出すことができない物的投資や金融投資が、貸借対照表に満額で認識されるのに（中略）、特許、ブランド、ノウハウといった自己創出される無形資産—強力な価値創造主体—が即時に費用化される。つまり、損益計算書のなかで、将来ベネフィットのない経常的な費用（給与や貸借料など）として処理されていることは、なんと皮肉なことだろう。さらに不可解なのは、コカ・コーラのようにブランドを育てた場合、一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）のもとでそれは資産ではないが、そのブランドを購入した場合は、貸借対照表に誇らしげに計上されるのだ。会計によって作り出された誤った経営者のインセンティブ—育てるより買って来た方がよい—を考えてみてほしい。財務諸表上の無形資産に関するこのばかげた会計処理は、貸借対照表と損益計算書の両方にかかなり複雑に悪影響を与え、投資家を非常に混乱させている。無形資産集約的な事業の資産価値と株主持分価値はかなり過小評価され、他方で無形資産が全額費用処理されるがために、無形資産への投資増加に伴い企業の利益は消える。無形資産に関するこの時代遅れの、産業革命時代のような会計処理によって、財務報告のあらゆる面が悪影響を受けている。」

■「戦略的資源・帰結報告書」(Strategic Resources & Consequences Report : SR&CR) (=「会計ベースの財務諸表を補完し、部分的に追加することを狙いとした報告書」)の提案

- ①企業の戦略的資源（資産）やその特徴、価値、関連する属性について投資家に情報提供せよ（企業ポートフォリオにおける特許数、製品・サービスを支える特許、外部への特許提供数、特許の質、特許侵害に対する保護メカニズム等）。
- ②企業の戦略的資源（たとえば通信・インターネット会社にとっての顧客獲得コスト）を構築するプロセスで行われる投資（支出）についての特異性を投資家に情報提供せよ。
- ③競合他社による権利侵害、新技術によるイノベーションの破壊、規制の動向など、会社の戦略的資産に対する主要なリスクは、リスクを緩和させるための経営上の取り組みとともに、正しく報告せよ。
- ④企業の戦略的資産の展開（活用）—すなわち資産から価値を導き出すための戦略について概説せよ。
- ⑤戦略的な資源を創造し、保持し、展開する際、経営者の活動—価値創造—を定量化し、その帰結を報告せよ。

出典：バルーク・レブ＋フェン・グー『会計の再生』（中央経済社）を基に知財事務局にて作成

➤ 諸外国においては、知財戦略が、事業価値・企業価値を向上させる手段として捉えられている。

- 諸外国において、「知財の創造や活用を促進する」我が国で未導入の“手法”や“ツール”等は存在せず、顕著な差はない。
- なぜ、諸外国（特に米国・中国）では「知財の価値が高い」との指摘がなされているのか？
- 諸外国の先進企業は、知的財産の価値について「事業価値への寄与（売上利益向上）」に加え「企業価値への寄与（株価・企業の成長力の向上）」を認識。知財をバリューチェーン全体の中で収益を生むドライバーとして認識し、新事業参入のツール、市場形成やエコシステムを形成する「経営資源」として活用し尽くす戦略を有する。
- その戦略の実行（知財戦略上の多様なオプションの実行）の中で、企業は多様な観点から知財価値の見える化を行い、企業を含む様々なプレイヤー（NPE等）が知財の取引・流通を活発化し、知財の評価機会を生み出している。
- 加えて、中国を中心に補助金制度等の影響により、知財価値に一定のプレミアムが生じている。

出典：平成29年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業『諸外国における知的財産の評価に関する調査研究報告書』（平成30年2月PwCコンサルティング合同会社）

## ➤ これまでも知財の**価値評価手法**や**見える化**について検討

### ■ 知財の価値評価手法の検討

- 『知的財産（権）の価値評価手法の確立に向けた考え方』（2004年経産省）
- 『ブランド価値評価研究会』（2002年経産省）
- 『知財のビジネス価値評価検討タスクフォース報告書』（2018年知財事務局）等

### ■ 知財・無形資産の見える化の検討

- 『知的財産情報開示指針』（2004年経産省）
- 『知的資産経営の開示ガイドライン』（2005年経産省）
- 『統合報告』（2013年国際統合報告評議会）
- 『ローカルベンチマーク』（2016年経産省）
- 『価値協創ガイダンス』（2017年経産省）
- 『知財ビジネス評価書』（2015年～特許庁）
- 『経営デザインシート』（2018年知財事務局） 等

# 【参考】知財単体の価値評価の限界

- 知財のみの価値に着目した評価には複数の手法があるが、知財はビジネスに組み込まれることで価値の創出に貢献するものであり、事業と一体として価値評価されるべきとの意見が強い。

種類	内容	長所	短所
コストアプローチ	保有資産を取得するために要した費用に基づいて評価する方法	評価データが客観的、計算が容易、未利用特許の評価が可能	同じコストをかけても同じ知財を創造できるとは限らない、技術の収益力を反映していない
マーケットアプローチ	保有資産をマーケットにおける取引価格等に基づいて評価する方法	市場における取引価格を基礎とするため客観的な経済的評価に近い	比較できる事例が限られている（データが不足している）
インカムアプローチ	保有資産を将来の経済的価値を見積もることにより評価する方法	将来の収益性を評価に反映できる	収益予測が難しく主観的判断が介在しやすい

資産控除法（企業価値残価法）	$\text{事業価値} - (\text{金融資産} + \text{有形資産}) \times \text{技術のウェイト}$ <div style="text-align: center;"> <math>\underbrace{\hspace{10em}}</math>            無形資産の価値         </div>
25%ルール	$(\text{事業価値又は収益}) \times 25\%$
利益三分法	$\text{営業利益の現在価値} \times 1/3$
ロイヤルティ免除法	$\text{事業売上高} \times \text{ロイヤリティ料率}$

出典：知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会知財のビジネス価値評価検討タスクフォース「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース 報告書（参考資料）」（平成30年5月）を基に事務局にて加工

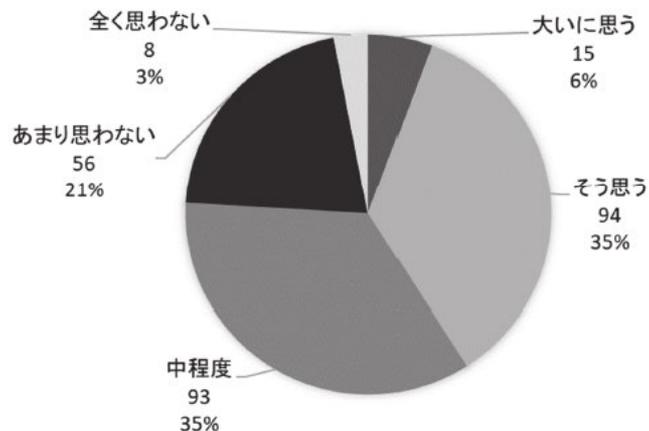
- 企業や経営陣の知財投資・活用戦略の重要性に対する認識が高まる契機となることを期待
- 知財投資・活用戦略の着実な実行に向け、社内にガバナンス体制を構築する必要

## 「知的財産推進計画2021」【抜粋】

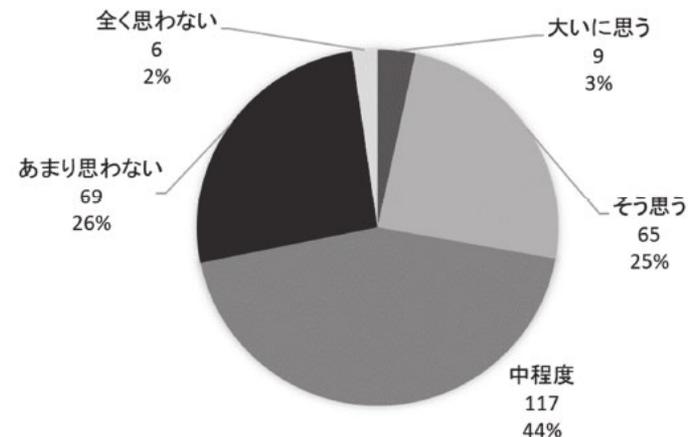
今般のコーポレートガバナンス・コードの改訂により、企業による知財投資・活用戦略の見える化が進むだけでなく、**企業の経営戦略における知財投資・活用戦略の重要性に対する認識が高まる契機となることが期待される**。これまでも、企業の経営戦略に知財戦略を位置づけることの重要性が指摘されてきたが、実際には多くの企業においてこうした意識はいまだ浸透していない。今般のコーポレートガバナンス・コードの改訂は、**企業の経営陣の意識を大きく変えることも期待される**。

## ➤ 経営と知財部門での情報共有等に課題

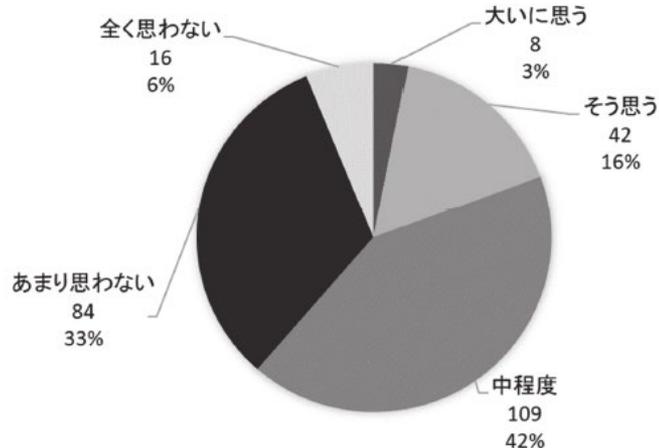
B1 経営層は知財を重視していると思うか



B2 知財活動が経営に貢献していると思うか



B3 経営と知財部門で情報共有できているか



(注) 特許庁「経営における知的財産戦略事例集」の普及に向けた経営・知的財産戦略フォーラム（東京・名古屋・大阪）の参加者のうち企業関係者に対するアンケート調査結果

出典：令和2年3月「経営に資する知財マネジメントの実態に関する調査研究報告書」

- 開示・発信されるべき内容は、戦略的意思の表明。現有の知財の活用や足らざる知財の獲得を明らかにすることが重要。

### 「知的財産推進計画2021」【抜粋】

ここで重要な点は、開示・発信されるべき内容は、保有している知財の単純なリストなどではなく、その企業が、どのような社会的価値創出を行おうとしているのか、そのためどのような知財を活用して、どのようなビジネスモデルで価値提供とマネタイズを実現することを目指すのかという戦略的意思の表明である。開示・発信内容は将来キャッシュフローをイメージさせるものでなくてはならない。その上で、現有の知財を何のために活用するのか、足らざる知財をどのように獲得していくのかを明らかにすることが重要である。

- 「価値協創ガイダンス」の価値創造ストーリーに沿った形で、知財投資・活用戦略を開示・発信。

## 「知的財産推進計画2021」【抜粋】

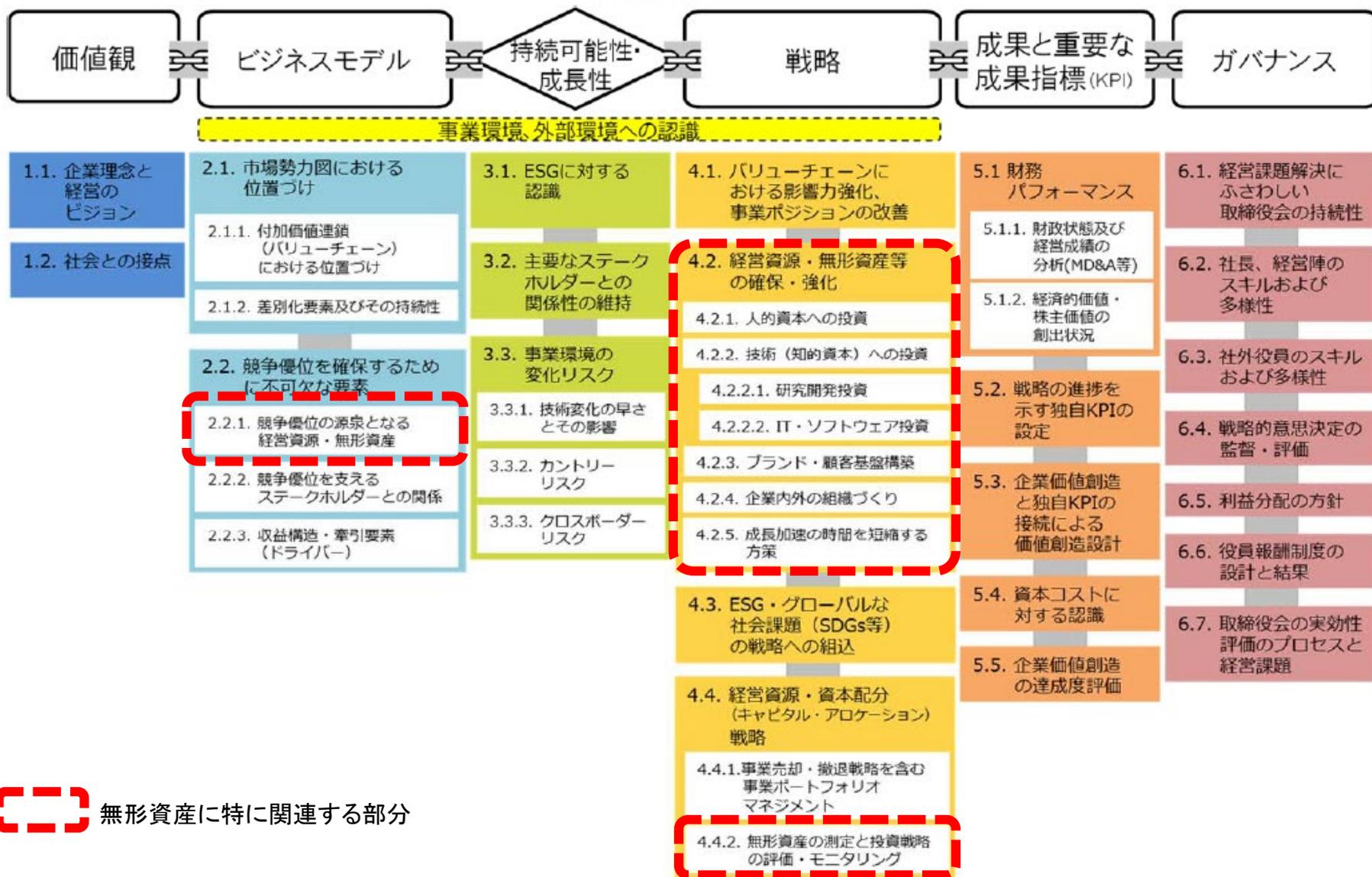
こうした企業による知財投資・活用戦略の開示・発信を促すためには、企業がそれぞれの知財投資・活用戦略をどのような形で開示・発信すれば、投資家や金融機関から適切に評価されるかについて分かりやすく示すことが有効である。無形資産投資については、経済産業省が公表している「価値協創ガイダンス」において、価値創造ストーリーの中に位置づけられるべきことが記載されているが、これに沿った形で、特に、知財投資・活用戦略の開示・発信の在り方について、深掘をした形でガイドライン等として示すことが必要である。

### （施策の方向性）

企業の知財投資・活用戦略が見える化し、投資家等が活用しやすい環境を整備するため、コーポレートガバナンス・コードや価値協創ガイダンスの改訂を踏まえ、どのような形で知財投資・活用戦略を開示・発信することが有益であるかなどについて検討し、知財投資・活用戦略に関する開示・発信の在り方を示すガイドラインを2021年中に策定し、公表する。

（短期） （内閣府、経済産業省）

## 価値協創ガイダンスの全体像



## 2. ビジネスモデル

### 2.2.1. 競争優位の源泉となる経営資源・無形資産

- 企業の競争力や持続的な収益力、すなわち「稼ぐ力」を決定づける要素が、施設・設備等を量的に拡大することではなく、**人的資本や技術・ノウハウ、知的財産等を確保・強化**することになる中、企業経営者や投資家にとって財務諸表に明示的に表れない**無形資産の価値を適切に評価する重要性**が増している。
- 企業は、**自社のビジネスモデルの競争優位性を維持するために不可欠な経営資源や無形資産を特定**し、それらを開発、強化するために**どのような投資（獲得、資源配分、育成等）を行う必要があるのか**について、戦略と合わせて示すべきである。

## 4. 戦略

### 4.2. 経営資源・無形資産等の確保・強化

- 企業の戦略において、競争優位の源泉となる経営資源や**無形資産等を確保・強化**するために**どのような投資を行い、それらをどのように活用して顧客に価値を提供し、持続的な企業価値向上につなげていくか**ということは重要な要素である。
- **企業のバランスシートにおいて、多くの無形資産は資産として認識されず**、中長期的な価値向上を見据えた無形資産への戦略投資は当期費用の一部として取り扱われる。また、これらの情報は、必ずしも企業が戦略的に捉える要素ごと、あるいはビジネスモデルが前提とする事業領域やセクター（セグメント）ごとに示されておらず、**投資家に利益を圧縮する非効率な費用としてのみ認識されるおそれ**がある。
- したがって、企業の中長期的な戦略投資を投資家が適切に評価するため、**これらの投資の規模や内容を定量的、定性的に示す**とともに、**それがどのように持続的な企業価値に貢献するか、評価の指標や方法とともに伝えることが重要**である。その際、投資家から見て、これらの投資（費用）が資産として捉えられ、それぞれの回収期間等を想定して**「投資収益率（Return on Investment）」の考え方が示されることは有用**である。

### 4.4.2. 無形資産の測定と投資戦略の評価・モニタリング

- 特に無形資産やそれに対する投資について、有形資産や金融資産のように定量化、可視化が進んでいないことは、**企業の資源・資本配分の最適化を阻害（過小、過大投資）する要因**となり得る。特にこれらの中長期的な企業価値向上への投資として位置づけるためには、**財務上、当期の費用として計上されている活動を新たな時間軸、測定方法で認識し直すことが必要**となる。その上で、**投資対効果を評価**することができれば、企業の戦略策定や遂行上、あるいはこれら活動に対する投資家の理解を得る上でも有益である。

- 投資家が、知財投資・活用戦略の情報を分析・活用することで、ESG投資をポジティブな成長投資として捉え、長期的にプラスの価値評価の実現が可能となることを期待

## 「知的財産推進計画2021」【抜粋】

近年、ESG投資家が知財に重視した投資判断を行う傾向にあることに鑑みれば、ガイドラインにおいては、企業の中長期的な観点での知財投資・活用戦略の開示・発信を促すことが適当である。

(中略)

これまで、投資家は、環境面の制約を企業のリスク評価というネガティブな要素として着目し、投資対象からの排除という消極的なアクションを通じて、企業に環境負荷の高い事業活動を回避するように促してきたが、これに加えて、カーボンニュートラルに貢献する技術解決手段の社会実装の実現を目指す各企業の知財投資・活用戦略の情報を分析・活用して企業との対話と投資判断を行い、その実現を資金提供面で後押しする積極的なアクションにより、長期的にプラスの価値評価の実現も可能となる。このことはグリーン分野における成長市場を創出することによって、資本市場の機能を果たすとともに、受託者責任にも積極的に応えることにつながる。

(中略)

このように、企業による知財の投資・活用戦略の発信・対話を促進することにより、投資家による成長投資としてのESG投資の加速にもつながることが期待される。

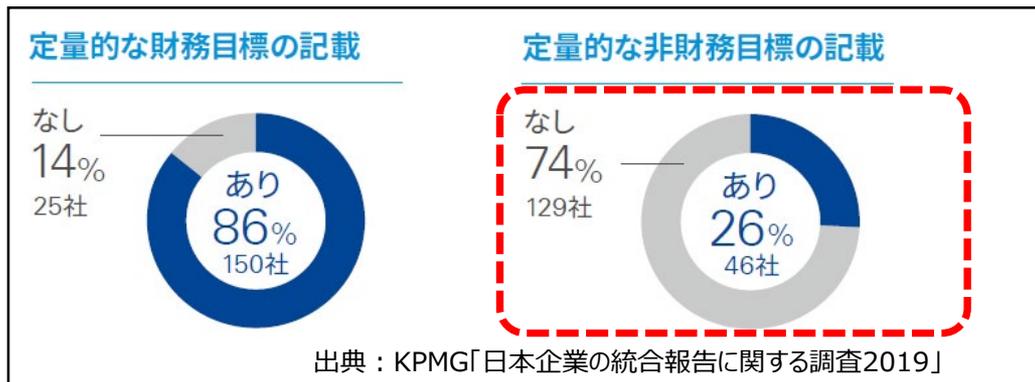
## ➤ 知財投資・活用の取組度合いを表すような指標の特定についても検討

「知的財産推進計画2021」【抜粋】

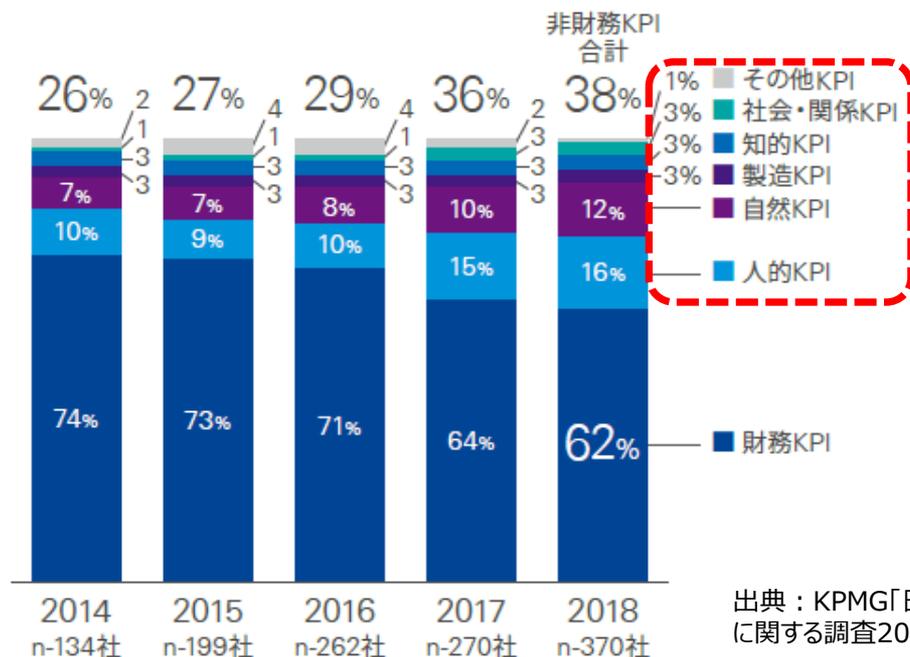
他方で、企業の知財投資・活用戦略を投資家が客観的に比較することが可能となるような指標化を求める声もある。このため、ガイドラインの策定に当たっては、知財投資・活用の取組度合いを表すような指標の特定についても検討すべきである。

# 【参考】非財務KPIに関する開示状況

- 統合報告書において定量的な非財務目標を公表している企業は26%にとどまる。
- KPIに占める非財務KPIの割合は拡充しているものの、報告企業の割合は必ずしも十分ではない。



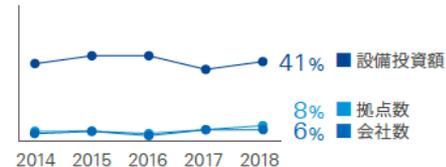
## KPIの資本別比率



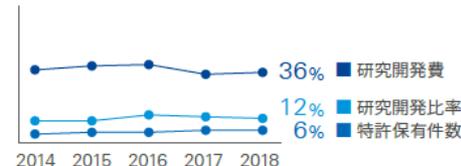
出典：KPMG「日本企業の統合報告に関する調査2018」を基に加工

## 非財務KPIの資本別TOP3 (5年推移)

### 製造KPI



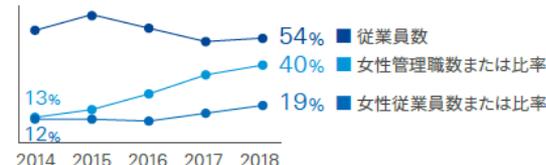
### 知的KPI



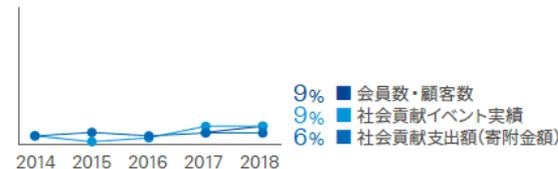
### 自然KPI



### 人的KPI



### 社会・関係KPI



- 知財投資・活用戦略を競争力強化につなげるビジネスモデルの構築に成功している事例を紹介することも有用

「知的財産推進計画2021」【抜粋】

ガイドラインでは、**知財投資・活用戦略を競争力強化につなげるビジネスモデルの構築に成功している事例を紹介することも、有用**であると考えられる。

- 例えば、統合報告書やIR資料など既存の媒体の活用など、多様な開示・発信方法を許容
- 経営デザインシートの手法により、経営戦略・構想をストーリー化して開示・発信するなどの活用も有用

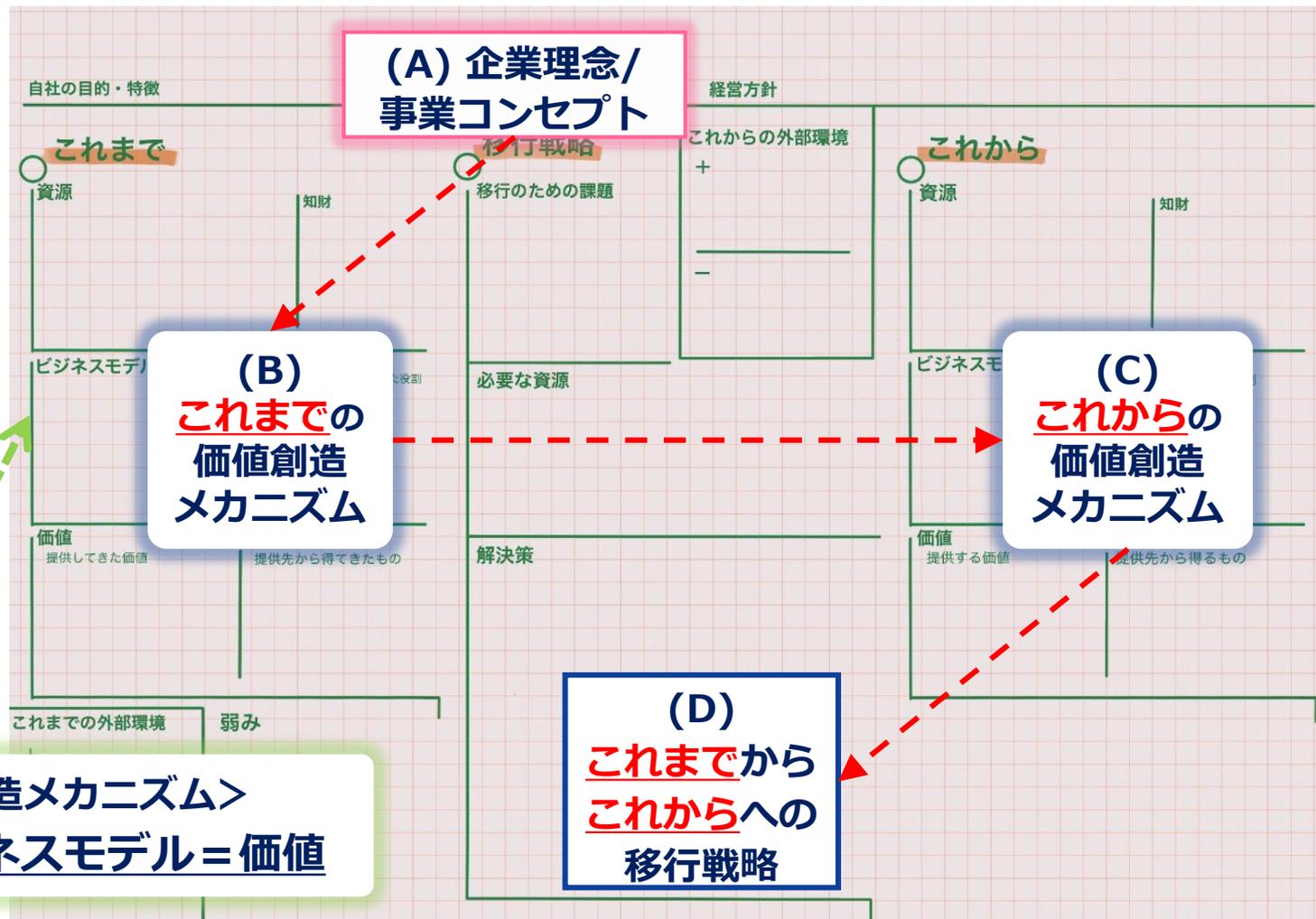
### 「知的財産推進計画2021」【抜粋】

ガイドラインにおいては、一律な開示・発信方法を求めることは適当ではなく、**多様な開示・発信方法が許容されるべき**である。

(中略)

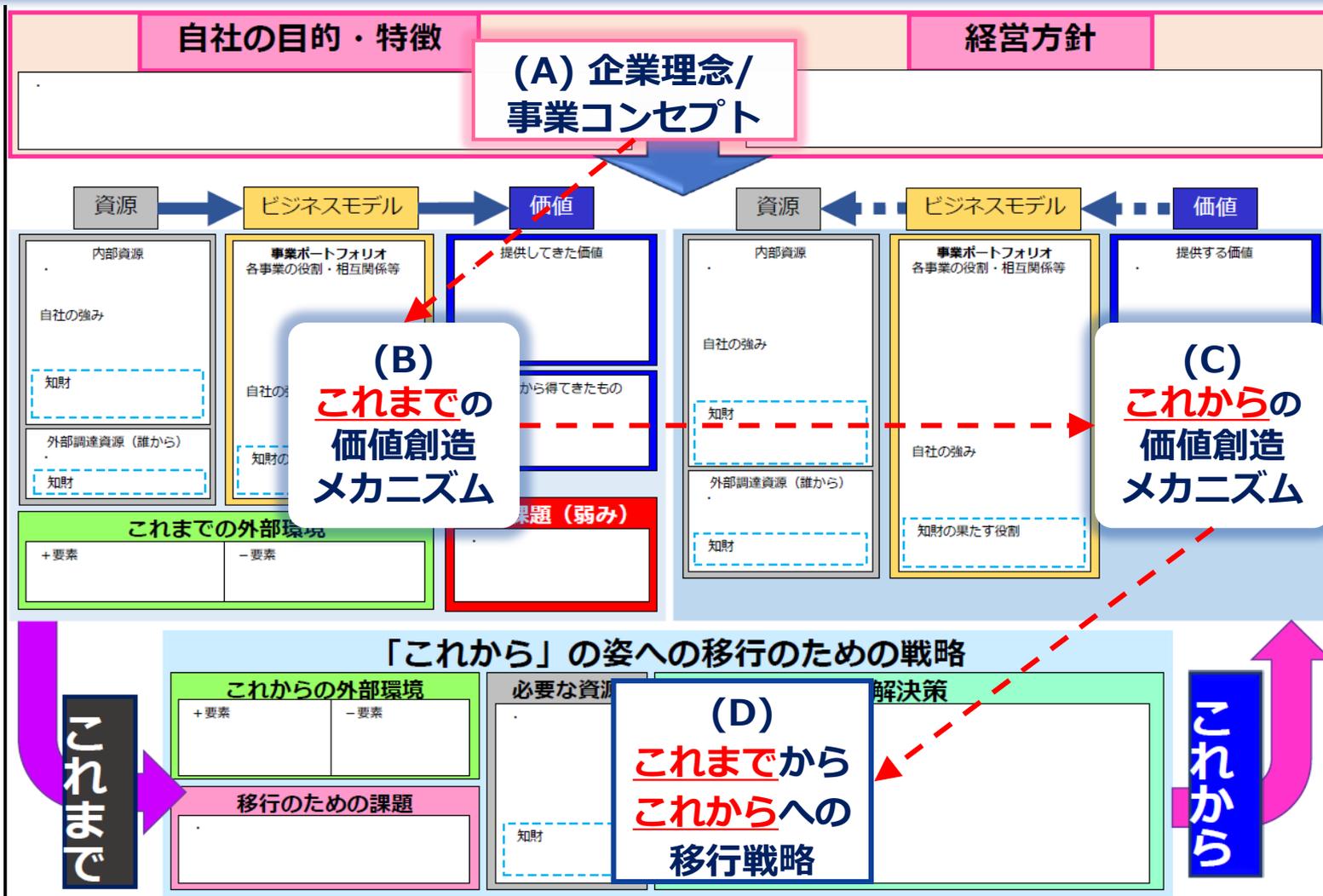
開示・発信方法に関しては、例えば、**統合報告書、IR資料など既存の媒体の活用を想定**しており、その際、**経営デザインシートの手法**により、経営戦略・構想をストーリー化して開示・発信するなどの活用も有用である。

環境変化に耐え抜き持続的成長をするために、自社や事業の**(A)存在意義を意識**した上で、**(B)「これまで」を把握**し、**(C)長期的な視点で「これから」の在りたい姿を構想**する。そして、**(D)それに向けて今から何をすべきか戦略を策定**する。



環境変化に耐え抜き持続的成長をするために、自社や事業の(A)存在意義を意識した上で、(B)「これまで」を把握し、(C)長期的な視点で「これから」の在りたい姿を構想する。そして、(D)それに向けて今から何をすべきか戦略を策定する。

知財を意識しやすいバージョン



「知的資産経営の開示ガイドライン」（2005年10月、経済産業省）にて、**企業価値に影響を与える将来的な価値創造に焦点を当て、経営の全体像をストーリーとして示すことを推奨**。現在まで少なくとも**276社（ほぼ中小企業）**が開示。

## （知的資産経営報告の基本的な目的）

- ① 企業が将来に向けて持続的に利益を生み、企業価値を向上させるための活動を経営者がステークホルダーにわかりやすいストーリーで伝え、
- ② 企業とステークホルダーとの間での認識を共有する

## （基本的な原則）

- ① 経営者の目から見た経営の全体像をストーリーとして示す。
- ② 企業の価値に影響を与える将来的な価値創造に焦点を当てる。
- ③ 将来の価値創造の前提として、今後の不確実性（リスク・チャンス）を中立的に評価し、それへの対応につき説明する。
- ④ 株主のみではなく自らが重要と認識するステークホルダー（従業員、取引先、債権者、地域社会等）にとって理解しやすいものとする。
- ⑤ 財務情報を補足し、かつ、それとの矛盾はないものとする。
- ⑥ 信憑性を高めるため、ストーリーのポイントとなる部分に関し、裏付けとなる重要な指標（KPI）などを示す。また、内部管理の状況についても説明することが望ましい。
- ⑦ 時系列的な比較可能性を持つものとする。（例えばKPIは過去2年分についても示す。）
- ⑧ 事業活動の実態に合わせ、原則として連結ベースで説明する。

## （知的資産経営報告の要素）

- ① 事業の性格と経営の方向性
  - ② 将来見通しを含む業績
  - ③ 過去及び将来の業績の基盤となる知的資産とその組み合わせによる価値創造のやり方
  - ④ 将来の不確実性の認識とそれへの対処の方法
  - ⑤ 上記を裏付けるKPIとしての知的資産指標
- 参考として他の指標も添付できる。

## 【知的資産経営報告の典型的な例】

### 【本文】

（全般）基本的な経営哲学  
事業の性格の概要

（過去～現在）

- A. 過去における経営方針
- B. (Aに基づく) 投資（実績数値を含む）
- C. (A、Bに基づき) その企業に蓄積された固有の知的資産やそれをベースとした強み、価値創造のやり方（裏付けとなる知的資産指標を含む）
- D. (Cの価値創造の結果としての) 利益などの業績（数値を含む）

（現在から将来）

（C及び過去から現在に関する評価に基づき）

- E. 企業に定着し、今後も有効である知的資産とそれをベースとした今後の価値創造のやり方（裏付けとなる知的資産指標を含む）
- F. 将来の不確実性／リスクの認識と、それへの対処、及びそれらを含む今後の経営方針
- G. (Fの経営方針に沿って) 必要な知的資産の維持・発展のために行う新規／追加の投資（数値を含む）
- H. (これらをベースに) 予測される将来利益等（数値目標を含む）

### 【別添】

その他の知的資産関連指標（任意）

「知的財産情報開示指針」（2004年1月、経済産業省）にて、個別具体の特許や技術情報ではなく、「知財経営」が実践されていることを示す情報を開示することを推奨。現在まで少なくとも52社（大企業が中心）が開示。

## （本指針の目的）

企業と市場との間に、知財経営(※)に係る相互理解が確立されることを期待して、知的財産の情報開示の一つの目安を示すこと

※ 事業戦略、研究開発戦略及び知的財産戦略が三位一体となって構築・実施

## （本指針における開示の考え方）

- ① あくまでも任意の開示であること
- ② 「知財経営」を表すものであること
- ③ 前提条件となる事項や数量的裏付けを伴うこと
- ④ 連結ベースかつセグメント単位であること
- ⑤ 大企業のみならず中小・ベンチャー企業にも有効であること

## （知的財産情報開示の項目）

1. 中核技術と事業モデル
2. 研究開発セグメントと事業戦略の方向性
3. 研究開発セグメントと知的財産の概略
4. 技術の市場性、市場優位性の分析
5. 研究開発・知的財産組織図、研究開発協力・提携
6. 知的財産の取得・管理、営業秘密管理、技術流出防止に関する方針（指針の実施を含む）
7. ライセンス関連活動の事業への貢献
8. 特許群の事業への貢献
9. 知的財産ポートフォリオに対する方針
10. リスク対応情報

## 【開示内容例（期待される効果）】

1. 中核技術と事業モデル
  - 中核技術の明示（競争優位の源泉）
  - セグメント別研究開発投資額（企業成長とその方向性の推定）
  - 研究開発の方向性と事業モデル（企業成長とその方向性の推定、利益が得られる仕組みの確認）
  - 研究開発セグメントと事業戦略の方向性
  - 究開発分野毎の事業戦略の概要と方向性（将来キャッシュフロー-源泉の認識と成長性の推定）
3. 研究開発セグメントと知的財産の概略
  - 主要知的財産の種類と用途又は潜在的用途（将来キャッシュフロー-成長性の推定）
4. 技術の市場性、市場優位性の分析
  - 競争優位分野での知的財産・技術の蓄積を示す情報（将来キャッシュフロー-とその時期、成長性の推定）
  - 技術用途、潜在顧客、市場の成長可能性（同上）
5. 研究開発・知的財産組織図、研究開発協力・提携
  - 研究開発組織体系図と知的財産管理組織（将来企業成長の方向性、戦略的知的財産管理の確認、研究開発から商品化への速度の期待）
  - 研究開発の戦略的協力・提携（戦略的知的財産管理の確認）
6. 知的財産の取得・管理、営業秘密管理、技術流出防止に関する方針（指針の実施を含む）
  - 事業戦略に照らした指針実施の旨（企業業務プロセス健全性の推定）
7. ライセンス関連活動の事業への貢献
  - (1) 特許のライセンス収入等がより重要な位置を占める企業の場合
  - 主要セグメント又は技術分野毎のライセンス収入及び支出、その戦略的意義（キャッシュフロー-実現の確認、安定性の推定）
  - (2) 特許を自社利用することに、より重点をおいた戦略を採っている企業の場合
  - 特許の戦略的ライセンス方針、クロスライセンスの実施等（キャッシュフロー-実現の確認、安定性の推定）
8. 特許群の事業への貢献
  - (1) 特許のライセンス収入等がより重要な位置を占める企業の場合
  - 主要セグメント又は技術分野毎の保有特許件数及びその戦略的意義（キャッシュフロー-源泉の確認、安定性の推定）
  - (2) 特許を自社利用することに、より重点をおいた戦略を採っている企業の場合
  - 主要セグメント又は技術分野毎、かつ、特許の実施の態様別（自社実施中の特許、将来事業化予定の特許、防衛特許/その他）に分類した保有特許件数とその戦略的意義（キャッシュフロー-源泉の確認、安定性の推定）
9. 知的財産ポートフォリオに対する方針
  - 知的財産ポートフォリオによる管理の旨（機会費用の削減、経済的価値創出の期待）
10. リスク対応情報
  - 知的財産権侵害に対する法的措置（攻撃・防衛）
  - 特許・ライセンス契約、関連法規制の変更がキャッシュフロー-に与える影響とその対処（競争優位持続期間の推定、リスク管理体制整備の推定）

- 企業にとって秘匿すべき機微情報まで開示・発信すべきではないことに留意

## 「知的財産推進計画2021」【抜粋】

なお、知財投資・活用戦略の開示・発信は、企業にとって競争力の維持の観点から秘匿すべき機微情報まで開示・発信すべきではないことに留意すべきである。

- 投資家の側は、知財投資・活用戦略を効果的に推進している企業に対し積極的な資金提供を進めるための具体的なアクションが求められる。

## 「知的財産推進計画2021」【抜粋】

一方、投資家の側は、企業が開示・発信した知財投資・活用戦略を的確に把握し、これを企業とのIR対話や議決権行使において活用することが求められる。そして、知財投資・活用戦略を効果的に推進していると評価できる企業を選別して積極的な資金提供を進める姿勢を明確に示し、実行することが求められる。

(中略)

その上で、機関投資家及び金融機関において、前述の企業の知財投資・活用戦略を客観的・横断的に比較可能な指標に着目した、相当規模の投資運用枠あるいは融資ファシリティーの設定等の具体的な投融資アクションが取られることが期待される。

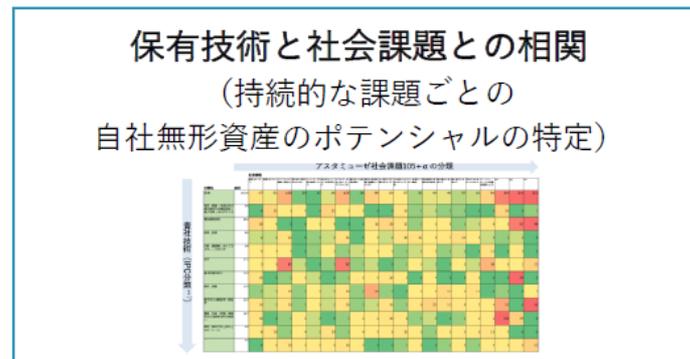
- 投資家による企業の知財投資・活用戦略の効果的な活用を可能とするために、専門調査会社等の機能の活用が有効

## 「知的財産推進計画2021」【抜粋】

こうした投資家による効果的な活用を可能とするためには、**企業の知財投資・活用戦略の評価・分析を行い、投資家や議決権行使助言機関等に分かりやすく伝える専門調査会社等の機能の活用が有効**である。現に、日本でも、AIによるビッグデータ解析も交えて、知財・無形資産活用に関する評価分析サービスを提供している企業が出てきており、ESG投資の高まりや、今般のコーポレートガバナンス・コード改訂が追い風となって、**評価・分析サービスの需要が喚起され、こうした専門調査会社等のクラスターが育成されることが期待される。**

## アスタミューゼ社による企業のサステナビリティの可視化

マテリアリティスコア、及び保有技術と社会課題との相関から、企業のサステナビリティを可視化する



### 企業のサステナビリティの可視化 (経済的影響が大きな社会課題に対する、無形資産の貢献度の可視化)

A

社会課題起点での可視化

- 社会課題全体に対する企業の貢献度
- 特定の社会課題に対する企業の貢献度

B

無形資産起点での可視化

- 特定技術の社会課題に対する貢献度
- 複数技術から成る特定事業の社会課題に対する貢献度

出典：知的財産戦略本部第3回構想委員会（令和3年1月29日）におけるアスタミューゼ社説明資料より

- 大企業に対し、いかにスタートアップのイノベーション機能を重視し、その積極的な活用に取り組んでいるかといった観点からの開示を促すことが重要

## 「知的財産推進計画2021」【抜粋】

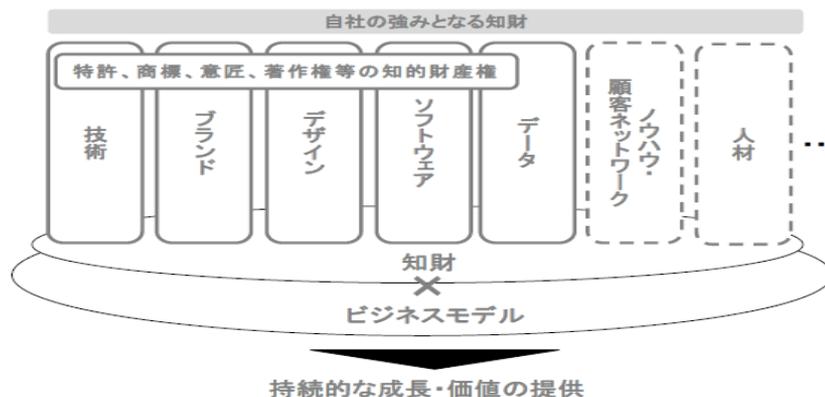
また、スタートアップによって生み出された知財については、これを投資家が適正に評価し、IPO等を通じてスタートアップの資金獲得につなげてビジネスの拡大をもたらしていくことに加えて、大企業がM&Aを通じて、スタートアップの生み出した知財を獲得し、大企業の保有する様々なリソースを活用しつつ社会実装につなげていくことも重要である。こうした大企業のリソースとスタートアップの知財の連携・コラボレーションが成功するためには、大企業の側に、スタートアップの生み出した成果である知財を十分に活かす能力や、スタートアップのイノベーション機能を自社の経営に積極的に取り入れ、社内の構造改革にも大胆に活かしていくという覚悟が求められる。このため、改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づき、大企業に対し、いかにスタートアップのイノベーション機能を重視し、その積極的な活用に取り組んでいるかといった観点からの開示を促し、投資家目線によるガバナンスをきかせていくことが重要である。

- 知財投資・活用戦略は、知的財産権だけではなく、技術、ブランド、デザイン、データ、ノウハウ、顧客ネットワークなど幅広い知財を含めたものとすべき

## 「知的財産推進計画2021」【抜粋】

知財の投資・活用戦略の構築に当たっては、特許権、商標権、意匠権、著作権といった知的財産権だけではなく、データ、ノウハウ（営業秘密）、顧客ネットワークといった幅広い知財を含めて、これらを用いてどのようなビジネスモデルでマネタイズするかという点に主眼を置いたものとすべきである。（略）

知財投資・活用戦略の策定・開示・発信に当たっては、技術力に加え、こうした幅広い知財に対して、長期的な視点で戦略的に投資し、積極的に活用する姿勢と具体的なアクションに訴えることが重要である。



# 【参考】国際統合報告における資本の定義

## ▶ 国際統合報告の「知的資本」の全部及び「人的資本」「社会・関係資本」の一部が「知財」に含まれ得るか。

資本の分類		日本語訳（出典：国際統合報告フレームワーク 日本語訳）
資本の分類		資本の分類と説明 2.15 フレームワークの目的において、資本は次のように分類され、説明される。
財務資本		<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務資本：               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組織が製品を生産し、サービスを提供する際に利用可能な資金</li> <li>○ 借入、株式、寄付などの資金調達によって獲得される、又は事業活動若しくは投資によって生み出された資金</li> </ul> </li> </ul>
非財務資本	製造資本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造資本：製品の生産又はサービス提供に当たって組織が利用できる製造物(自然物とは区別される。)、例えば、               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物</li> <li>○ 設備</li> <li>○ インフラ(道路、港湾、橋梁、廃棄物及び水処理工場など)</li> <li>○ 製造資本は一般に他の組織によって創造されるが、報告組織が販売目的で製造する場合や自ら使用するために保有する資産も含む。</li> </ul> </li> </ul>
	知的資本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的資本：組織的な、知識ベースの無形資産               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特許、著作権、ソフトウェア、権利及びライセンスなどの知的財産権</li> <li>○ 暗黙知、システム、手順及びプロトコルなどの「組織資本」</li> </ul> </li> </ul>
	人的資本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的資本：人々の能力、経験及びイノベーションへの意欲、例えば、               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組織がバランス・フレームワーク、リスク管理アプローチ及び倫理的価値への同調と支持</li> <li>○ 組織の戦略を理解し、開発し、実践する能力</li> <li>○ プロセス、商品及びサービスを改善するために必要なロイヤリティ及び意欲であり、先導し、管理し、協調するための能力を含む。</li> </ul> </li> </ul>
	社会・関係資本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会・関係資本：個々のコミュニティ、ステークホルダー・グループ、その他のネットワーク間又はそれら内部の機関や関係、及び個別的・集合的幸福を高めるために情報を共有する能力。社会・関係資本には次を含む。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共有された規範、共通の価値や行動</li> <li>○ 主要なステークホルダーとの関係性、及び組織が外部のステークホルダーとともに構築し、保持に努める信頼及び対話の意思</li> <li>○ 組織が構築したブランド及び評判に関連する無形資産</li> <li>○ 組織が事業を営むことについての社会的許諾(ソーシャル・ライセンス)</li> </ul> </li> </ul>
	自然資本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然資本：組織の過去、現在、将来の成功の基礎となる物・サービスを提供する全ての再生可能及び再生不可能な環境資源及びプロセス。自然資本には次を含む。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空気、水、土地、鉱物及び森林</li> <li>○ 生物多様性、生態系の健全性</li> </ul> </li> </ul>
(関連する説明)		2.18 組織は、フレームワークと異なる形で資本を分類する可能性がある。例えば、外部のステークホルダーとの関係性とブランド及び評判に関連する無形資産(両方とも2.15項で記載されている社会・関係資本の一部)について、組織によっては、別々の資本として捉える場合、他の資本の一部として捉える場合、又は複数の資本に広くまたがるものと捉える場合もあるかもしれない。また、知的資本が、人的、「構造的」及び「関係」資本という資本から構成されるとされる組織もある。

検討の視点	概要	内容
①	企業価値向上、資金獲得に向けた開示・発信	➢ 企業の知財投資・活用戦略を見える化し、株式市場を通じて投資家から適切に評価され、企業価値向上や資金の獲得につながる仕組みの構築が必要
②	経営陣の意識変革・ガバナンス体制の構築	➢ 企業や経営陣の知財投資・活用戦略の重要性に対する認識が高まる契機となることを期待 ➢ 知財投資・活用戦略の着実な実行に向け、社内にガバナンス体制を構築する必要
③	戦略的意思の表明の開示・発信	➢ 開示・発信されるべき内容は、戦略的意思の表明。現有の知財の活用や足らざる知財の獲得を明らかにすることが重要。
④	価値協創ガイドランスの価値創造ストーリーに沿った開示・発信	➢ 企業が知財投資・活用戦略をどのような形で開示・発信すれば、投資家や金融機関から適切に評価されるかについて、「価値協創ガイドランス」に沿った形で、ガイドラインとして分かりやすく示すことが必要。
⑤	成長投資としてのESG投資の加速につながる開示・発信	➢ 投資家は、知財投資・活用戦略の情報を分析・活用することで、ESG投資をポジティブな成長投資として捉え、長期的にプラスの価値評価の実現が可能となることを期待。
⑥	知財投資・活用度合いの指標化	➢ 知財投資・活用の取組度合いを表すような指標の特定についても検討
⑦	成功事例の紹介	➢ 知財投資・活用戦略を競争力強化につなげるビジネスモデルの構築に成功している事例を紹介することも有用
⑧	多様な開示・発信方法の許容	➢ 例えば、統合報告書やIR資料など既存の媒体の活用など、多様な開示・発信方法を想定 ➢ 経営デザインシートの手法により、経営戦略・構想をストーリー化して開示・発信するなどの活用も有用
⑨	秘匿すべき機微情報の扱い	➢ 企業にとって秘匿すべき機微情報まで開示・発信すべきではないことに留意が必要
⑩	投資家・金融機関に求められるアクション	➢ 投資家の側は、知財投資・活用戦略を効果的に推進している企業に対し積極的な資金提供を進めるための具体的なアクションが求められる。
⑪	専門調査会社等の活用	➢ 投資家による企業の知財投資・活用戦略の効果的な活用を可能とするために、専門調査会社等の機能の活用が有効
⑫	スタートアップのイノベーション機能の活用	➢ 大企業に対し、いかにスタートアップのイノベーション機能を重視し、その積極的な活用に取り組んでいるかといった観点からの開示を促すことが重要
⑬	知財・知財投資の対象範囲	➢ 知財投資・活用戦略には、知的財産権だけではなく、技術、データ、ノウハウ、顧客ネットワークなど幅広い知財を含めたものとすべき

# 今後の検討の進め方(案)

## 第1回 (8月6日)

- 検討会の開催趣旨、今後の検討の進め方
- 現状と課題の整理

## 第2回 (8月26日)

- 知財投資・活用戦略に盛り込まれるべき内容・開示の在り方①
- 企業からの事例紹介

## 第3回 (9月上旬(P))

- 知財投資・活用戦略に盛り込まれるべき内容・開示の在り方②
- コーポレート・ガバナンスに関する報告書への対応
- 企業からの事例紹介

## 第4回 (9月下旬(P))

- 知財投資・活用戦略のガバナンス体制の在り方
- コーポレート・ガバナンスに関する報告書への対応

## 第5回 (10月上旬(P))

- 知財投資・活用に関する指標の在り方①
- 知財調査専門会社の活用の在り方

## 第6回 (10月下旬(P))

- 知財投資・活用に関する指標の在り方②

## 第7回 (11月(P))

- ガイドライン骨子案
- これまでの議論の整理

## 第8回 (12月(P))

- ガイドライン案 (⇒パブリックコメント)

各回において、適宜、委員の方々、外部の方からの発表を予定しております。

- 企業の知財投資・活用に係る現状認識について、ご意見をお伺いしたい。  
特に、なぜ、日本において、知財投資・活用が進んでこなかったのかについて、ご意見をお伺いしたい。
- ガイドラインの検討に向け今後議論すべき論点について、前述の「検討の視点」の適否、優先順位、追加すべき視点等も含め、ご意見をお伺いしたい。
- 今後の検討の進め方について、ご意見をお伺いしたい。